

第2章 指定NPO法人の管理・運営について

1 指定NPO法人の報告義務

(1) 事業年度終了後の役員報酬規程等の報告

指定NPO法人は、毎事業年度初めの3か月以内に、下表①～⑨に掲げる書類を知事に提出しなければなりません（条例11、規則35）。

(注) すべてのNPO法人は、毎事業年度初めの3か月以内に、知事（権限移譲市町村にあつては、当該市町村長）に事業報告書等を提出する必要があります（法29）。

○ 知事に毎事業年度提出する書類一覧

	提出書類	参照ページ
①	控除対象特定非営利活動法人役員報酬規程等提出書	113
②	前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程 (内容に変更がない場合、毎事業年度の提出は不要)	
③	収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項を記載した書類	前事業年度の収益の明細など
④	次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項を記載した書類 イ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第1順位から第5順位までの取引 ロ 役員等 ^(注1) との取引	
⑤	寄附者（当該指定NPO法人の役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係 ^(注2) のある者で、前事業年度における当該指定NPO法人に対する寄附金の合計額が20万円以上であるものに限り、）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日を記載した書類	
⑥	役員等 ^(注1) に対する報酬又は給与の状況	
⑦	支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日	
⑧	海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日を記載した書類	
⑨	指定基準に適合している旨を説明する書類（P62～104）のうち、条例第4条第2号、第6号（ロに係る部分を除く。）、第7号イ及びロ、第8号、第9号、第11号並びに第14号に掲げる基準に適合している旨を説明する書類 ※指定基準等チェック表（第1表、第9表、第10表（初葉）、第11表、第12表、第14表、第16表）	62、85～90 96～103

(注1) ④⑥欄の「役員等」とは、役員、社員、職員、寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と次のイ～ハに掲げる特殊の関係にある者をいいます。
イ 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係
ロ 使用人である関係及び使用人以外の者でこれらの者から受ける金銭でその他の財産によって生計を維持している関係
ハ 上記イ、ロに掲げる関係のある者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係

(注2) ⑤欄の「特殊の関係」は、(注1)イ～ハに掲げる関係をいいます。

(2) 助成金支給の報告

指定NPO法人は、助成金の支給を行ったときには、支給後遅滞なく、助成金の実績を記載した書類を作成し、知事に提出しなければなりません（条例 11②、規則 35②）。

(3) その他の報告（変更の届出）

指定NPO法人は、次表に掲げる「提出するとき」欄に該当する事項がある場合には、「提出書類」欄に掲げる書類を知事に提出する必要があります。

提出するとき	提出書類	参照ページ
法人の代表者の氏名、現に行っている事業及びその地域を変更した場合 (条例 9①)	①代表者氏名等変更届出書 (第 3 号様式 規則 33) ②県内においてNPO活動を行っていることを証する書面 ^(注) ③当該事項の変更を議決した会議の議事録の謄本 ^(注) (注 事業及びその地域の変更の場合)	112

2 指定NPO法人の情報公開

(1) 指定NPO法人の情報公開（備置き、閲覧）

指定NPO法人は、以下の書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これをその事務所において閲覧させなければならないこととされています（P109ページの「指定NPO法人の青森県における閲覧等書類一覧」参照）（条例8、10）。

- ① 事業報告書等
- ② 役員名簿
- ③ 定款等
- ④ 指定の申出書に添付した指定の基準に適合する旨を説明する書類
- ⑤ 指定の申出書に添付した寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類
- ⑥ 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程
- ⑦ 前事業年度の収益の明細など
- ⑧ ⑦のほか、規則34②で定める書類
- ⑨ 助成金の支給の実績を記載した書類

（注）①～②の書類を請求に応じて閲覧させる場合、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除くことができます。（条例8②）

(2) 指定NPO法人の情報公開（インターネット）

指定NPO法人は、その名称、代表者の氏名等のほか、上記の書類のうち、①、③、⑤について、自らのホームページ等に掲載するなど、インターネットを利用して公表しなければなりません（P109の「指定NPO法人の青森県における閲覧等書類一覧」参照）（条例8②、10⑥）。

(3) 知事の情報公開（閲覧・謄写）

知事は、指定NPO法人から提出を受けた上記(1)の書類について、閲覧又は謄写の請求があったときは、これを閲覧させ、又は謄写させることとしています（条例12、規則36）。

(4) 指定NPO法人及び青森県における閲覧等書類一覧

指定NPO法人及び青森県において閲覧（青森県においては謄写も可能です。）の対象となる書類及びその閲覧可能期間は次のとおりです。

《指定NPO法人及び青森県における閲覧等書類一覧》

書 類 名		指定NPO法人			知事		
		備置 期間	公 開		閱 覧 膳 写	期 間	
			閱 覧	印 - 初 期 間			
事業 報告 書等 (※2)	事業報告書	○	○	○	○	過去5年間に提出を受けたもの	
	計算書類（活動計算書、貸借対照表）、財産目録						
	年間役員名簿（各事業年度において役員であった者全員の氏名及び住所等並びに報酬の有無を記載した名簿）						
	社員のうち10人以上の者の氏名及び住所等を記載した書面						
前事業年度の寄附者名簿		作成の日から起算して5年間					
役員名簿(※2)		常時	○	最新のもの	○	最新のもの	
定款等（定款、認証及び登記に関する書類の写し）			○	定款			
指定の申出書に添付した指定の基準に適合する旨を説明する書類		間中の指定の効力を生じる期	○	間中の指定の効力を生じる期	○	間中の指定の効力を生じる期	
指定の申出書に添付した寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類			○		○		
前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程			○		○	過去5年間に提出を受けたもの	
前 事 業 年 度 の 収 益 の 明 細 な ど	収益の源泉別の明細、借入金などの資金に関する事項を記載した書類		○		○		
	資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項を記載した書類		○		×		
	次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項を記載した書類 イ 収益を生ずる取引及び費用を生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第1順位から第5順位までの取引 ロ 役員等との取引		○				○
	寄附者（当該指定NPO法人等の役員、役員の配偶者若しくは3親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、前事業年度における当該指定NPO法人等に対する寄附金の額の合計額が20万円以上であるものに限り。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日を記載した書類		○				○
	役員等に対する報酬又は給与の状況を記載した書類		○				○
	支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日を記載した書類		○				○
	海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び用途並びにその実施日を記載した書類		○				○
指定基準に適合している旨を説明する書類（P60～102）のうち、条例第4条第2号、第6号（ロに係る部分を除く。）、第7号イ及びロ、第8号、第9号、第11号並びに第14号に掲げる基準に適合している旨を説明する書類 ※指定基準等チェック表（第1表、第9表、第10表（初葉）、第11表、第12表、第14表、第16表）			○		○		
「助成金の支給の実績」を記載した書類			○		○		

※1 上記のほか、法人の名称、代表者の氏名、主たる事務所及び県内のその他の事務所の所在地、設立年月日及び役員の職名及び氏名について、インターネットを利用して公表しなければなりません（条例8②）

※2 指定NPO法人が閲覧させる場合、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除くことができます（条例8②）。知事が閲覧又は膳写させる場合、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いて閲覧又は膳写させなければいけません（令和2年改正法30）。

3 指定NPO法人に対する監督等

(1) 指定NPO法人に対する報告及び検査

- ① 知事は、指定NPO法人が法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠いている疑いがあると認めるときは、当該指定NPO法人に対し、その業務若しくは財産の状況に関し報告をさせることができます。
また、職員に当該指定NPO法人の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができます(条例 14①)。
- ② 上記①の検査については、次のように定められています。
 - イ 知事は、当該検査をする職員に、①の疑いがあると認める理由を記載した書面を、あらかじめ、指定NPO法人の役員等に提示させることとしています(条例 14②)。
 - ロ 知事が①の検査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認める場合には、上記イの書面の提示を要しないこととしています(条例 14③)。
 - ハ 上記ロの場合において、知事は、その検査を終了するまでの間に、当該検査をする職員に、①の疑いがあると認める理由を記載した書面を、指定NPO法人の役員等に提示させるものとしています(条例 14④)。
 - ニ 上記①の検査をする職員が、当該検査により上記イ又はハで理由として提示した事項以外の事項について、①の疑いがあると認められることとなった場合において、当該事項に関し検査を行うことを妨げるものではありません。この場合、イ又はハの規程による書面の提示は、当該事項に関する検査については適用しないものとしています(条例 14⑤)。
 - ホ ①の検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければなりません。また、この検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものではありません(条例 14⑥、⑦、規則 38)。

(2) 指定NPO法人に対する勧告、命令等

- イ 知事は、指定NPO法人について、(3)ロ①から⑧の控除対象寄附金の条例の定めを廃止する手続を行うことができる事由のいずれかに該当すると疑うに足りる相当な理由がある場合には、当該指定NPO法人に対し、期限を定めて、その改善のために必要な措置を採るべき旨の勧告をすることができます(条例 15①)。
- ロ 知事は、上記①の規定による勧告を受けた指定NPO法人が、正当な理由がなく、その勧告に係る措置を採らなかったときは、当該指定NPO法人に対し、その勧告に係る措置を採るべきことを命ずることができます(条例 15②)。
- ハ 上記イの勧告及びロの命令は、書面により行うよう努めなければなりません(条例 15③)。
- ニ 知事は、上記イの勧告又はロの命令をしたときは、インターネットの利用その他適切な方法により、その勧告の内容又は命令をした旨を公表しなければなりません(条例 15④)。

(3) 控除対象寄附金の条例の定めを廃止する手続を行う場合

- イ 知事は、指定NPO法人が次のいずれかに該当するときは、控除対象寄附金の条例の定めを廃止するために必要な手続を行わなければなりません(条例 16①)。
 - ① 県内に主たる事務所を有しなくなったとき。
 - ② 欠格事由(欠格事由についてはP50～51を参照願います。)のいずれかに該当するとき
 - ③ 偽りその他不正の手段により指定NPO法人となったとき
 - ④ 継続申出期間に指定継続の申出をしなかったとき(同項ただし書の場合を除く)
 - ⑤ 指定継続の申出があった場合において、当該法人が指定の基準に適合しないと知事が

認めるとき

- ⑥ 合併の届出があった場合において、合併後のNPO法人が指定の基準に適合しないと知事が認めるとき
- ⑦ 正当な理由がなく、上記(2)ロの命令に従わないとき
- ⑧ 控除対象特定非営利活動法人から、当該法人に係る控除対象寄附金の条例の定めを廃止について申出があったとき
- ⑨ 指定NPO法人が解散したとき

ロ 知事は、指定NPO法人が次のいずれかに該当するときは、控除対象寄附金の条例の定めを廃止するために必要な手続を行うことができます(条例 16②)。

- ① 条例第 4 条第 2 号(県内において特定非営利活動を行っている (P40 参照))、第 6 号(運営組織及び経理に関する基準 (P45~46 参照))、第 7 号イ、ロ(事業活動内容の適正性に関する基準 (P46~48 参照))、第 11 号(法令等の不正行為等に関する基準 (P49~50 参照))に掲げる基準に適合しなくなったとき
- ② 正当な理由がないのに、条例第 8 条第 1 項又は第 10 条第 5 項の規定(情報公開 (P108~109 参照))に違反して書類を閲覧させず、又は虚偽の書類を閲覧させたとき
- ③ 正当な理由がないのに、条例第 8 条第 2 項又は第 10 条第 6 項の規定(インターネットによる情報公開 (P108~109 参照))に違反して書類を公表しなかったとき
- ④ 条例第 9 条第 1 項(代表者の氏名、現に行っている事業の概要及びその地域の変更)又は第 13 条第 1 項(指定NPO法人の合併)の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき(変更の届出 (P107 参照))
- ⑤ 条例第 10 条第 1 項(第 13 条第 4 項において準用する場合を含む。)、第 2 項、第 3 項又は第 4 項の規定(情報公開 (P108~109 参照))に違反して、書類を備え置かず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき
- ⑥ 条例第 11 条の規定(役員報酬規程等の提出 (P106 を参照))に違反して、書類の提出を怠ったとき
- ⑦ 条例第 14 条第 1 項の規定(指定NPO法人に対する報告及び検査 (P110 参照))の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき
- ⑧ 上記①~⑦のほか、法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反したとき

ハ 控除対象寄附金の条例の定めを廃止する手続き等について、次のように定められています。

- ① 知事は、控除対象寄附金の条例の定めを廃止したときは、指定を受けていたNPO法人に対し、その旨及びその理由を速やかに書面により通知するとともに、インターネットの利用その他の適切な方法により、その旨を周知します(条例 16③、④)。
- ② 知事は、控除対象寄附金の条例の定めに係る申出等この条例の施行のため必要があると認めるときは、警察本部長、官庁、他の公共団体等に照会等を行うこととしています(条例 17、18)。
 - ① 欠格事由の概要 (P50~51 参照) のイ④及びへの事由 県警察本部長
 - ② 欠格事由の概要 (P50~51 参照) のニ及びホの事由 国税庁長官、関係知事又は関係市町村長

青森県知事

殿

(控除対象特定非営利活動法人の名称)

代表者氏名

電話番号

代表者氏名等変更届出書

下記のとおり変更があったので、青森県控除対象特定非営利活動法人に係る寄附金を定めるための
手続等に関する条例第9条第1項の規定により、届け出ます。

記

1 変更する事項

2 変更の内容

変更年月日	変 更 後	変 更 前

3 変更の理由

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。
- 2 現に行っている事業の概要又は当該事業を行っている地域の変更の場合、届出書には、次に掲げる書類を添付すること。
 - ① 条例第3条第2項第2号に掲げる書類（条例第4条第2号に係るものに限る。）[2部]
 - ② 当該事項の変更を議決した会議の議事録の謄本（定款の変更を伴わない場合に限る。）

青森県知事 殿

(控除対象特定非営利活動法人の名称)

代表者氏名

電話番号

控除対象特定非営利活動法人役員報酬規程等提出書

青森県控除対象特定非営利活動法人に係る寄附金を定めるための手続等に関する条例第 11 条第 1 項の規定により、次の書類を提出します。

記

1 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程

提出しない場合	
最後に役員報酬規程等を提出した事業年度	年度
最後に職員給与規程等を提出した事業年度	年度

2 前事業年度の次に掲げる事項を記載した書類

- ① 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項
- ② 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項
 - (1) 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第 1 順位から第 5 順位までの取引
 - (2) 役員等との取引
- ③ 寄附者（当該控除対象特定非営利活動法人の役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、前事業年度における当該控除対象特定非営利活動法人等に対する寄附金の額の合計額が 20 万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日
- ④ 役員等に対する報酬又は給与の状況
- ⑤ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日
- ⑥ 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日

3 条例第 4 条第 2 号、第 6 号（ロに係る部分を除く。）、第 7 号イ及びロ、第 8 号、第 9 号、第 11 号並びに第 14 号に掲げる基準に適合している旨を説明する書類

(備考) 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 縦長とする。

青森県控除対象特定非営利活動法人に係る寄附金を定めるための手続等に関する条例

第10条第2項第3号に定める事項を記載した書類

法人名		事業年度	年 月 日～ 年 月 日
-----	--	------	--------------

1 資金に関する事項 [①収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項]

※ 丸数字は、規則第34条第1項各号に対応しています。以下同じです。

(1) 収益の源泉別の明細

収 益 源 泉 の 内 訳	金 額
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
合 計	円

(2) 借入金の明細

借 入 先	金 額
	円
	円
	円
	円
	円
	円
合 計	円

(3) その他

法人名		事業年度	年 月 日～ 年 月 日
-----	--	------	--------------

2 取引の内容に関する事項 [③次に掲げる取引先、取引金額その他その内容に関する事項 イ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第一順位から第五順位までの取引 ロ 役員等との取引]

(1) 収益の生ずる取引の上位5者

氏名又は名称	住所又は所在地	取引金額	取引内容等
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	

(2) 費用の生ずる取引の上位5者

氏名又は名称	住所又は所在地	取引金額	取引内容等
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	

(3) 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の親族等との取引
イ 資産の譲渡（棚卸資産を含む。）

取引先の氏名等	法人との関係	住所又は所在地	譲渡年月日	譲渡価格	譲渡資産の内容等
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	

法人名		事業年度	年 月 日～ 年 月 日
-----	--	------	--------------

ロ 資産の貸付け（金銭の貸付けを含む。）

取引先の氏名等	法人との関係	住所又は所在地	貸付年月日	対価の額	貸付資産の内容等
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	

ハ 役務の提供（施設の利用等を含む。）

取引先の氏名等	法人との関係	住所又は所在地	役務の提供年月日	対価の額	役務提供の内容等
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	

法人名		事業年度	年 月 日～ 年 月 日
-----	--	------	--------------

3 寄附者に関する事項 [④寄附者（役員、役員の子親等で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日]

氏 名	寄 附 金 額	受 領 年 月 日
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .

4 役員等に対する報酬又は給与の状況 [⑤役員等に対する報酬又は給与の支給の状況]

役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係にある者^(注1)（以下「役員等」という）に対する報酬又は給与の支給について記載してください。

(注1)「役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係にある者」とは次の者が該当します。

- ① 役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族
- ② ①の者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ③ ①の者の使用人及び使用人以外の者で「役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族」から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
- ④ ②又は③に掲げる者の配偶者若しくは三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている者

イ 役員等に対する報酬又は給与の支給（ロを除く）

氏 名	職 名	法人との関係 (注2)	報酬・給与の 区 分	支 給 期 間 等	支 給 金 額

(注2) 注1の①～④の内容を具体的に記述します。

ロ 給与を得た職員の総数及び総額

集 計 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日
給 与 を 得 た 職 員 の 総 数	左 記 の 職 員 に 対 す る 給 与 総 額
	円

法人名		事業年度	年 月 日～ 年 月 日
-----	--	------	--------------

5 支出した寄附金に関する事項 [⑥支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日]

支出先の名称等	住 所 等	支 出 金 額	支 出 年 月 日	寄 附 の 目 的 等
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
	合 計	円		

法人名		事業年度	年 月 日～ 年 月 日
-----	--	------	--------------

6 海外への送金等に関する事項 [⑦海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日]

実 施 日	使 途	金 額
. .		円
. .		円
. .		円
. .		円
. .		円
. .		円
. .		円
. .		円
. .		円
. .		円

※この書類は所轄庁へ提出する必要はありませんが、閲覧の請求があった場合、指定 NPO 法人等の事務所において閲覧させなければならないこととなっています。

法人名		事業年度	年 月 日～ 年 月 日
-----	--	------	--------------

資産の譲渡等の内容に関する事項 [②資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項]

(1) 資産の譲渡に係る料金及び条件等

譲 渡 資 産 の 内 容	料 金	条 件 等
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	

(2) 資産の貸付けに係る料金及び条件等

貸 付 資 産 の 内 容	料 金	条 件 等
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	

(3) 役務の提供に係る料金及び条件等

役 務 の 提 供 の 内 容	料 金	条 件 等
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	

「条例第10条第2項第3号に定める事項を記載した書類」記載要領

1 「1 資金に関する事項」欄

(1)欄には、受取寄附金、〇〇事業収益、〇〇資産売却益、受取利息等の収益の源泉別の内訳を記載します。

(2)欄には、借入金がある場合に、その借入先ごとの内訳を記載します。

(3)欄には、上記の他に資金に関する重要な事項がある場合に記載します。

2 「2 取引の内容に関する事項」欄

(1)及び(2)の各欄には、収益及び費用が生ずる取引それぞれについて取引金額の最も多いものから上位5者に対する、取引内容等について記載します。

(3)の各欄には、役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の親族等との取引等について記載します。

(注意事項)

この場合の「役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の親族等」とは次の者が該当します。

- ① 役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族
- ② ①の者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ③ ①の者の使用人及び使用人以外の者で「役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族」から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
- ④ ②又は③に掲げる者の配偶者若しくは三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている者

3 「3 寄附者に関する事項」欄

当期中の寄附者のうち、役員、役員の親族等で寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上の者について記載します。

(注意事項)

この場合の「役員の親族等」とは次の者が該当します。

- ① 役員の配偶者若しくは三親等以内の親族
- ② 役員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ③ 役員の使用人及び使用人以外の者で当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
- ④ ②又は③に掲げる者の配偶者若しくは三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしているもの

4 「4 役員等に対する報酬又は給与の状況」欄

イの欄には、役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係にある者に対する報酬又は給与の支給について記載します。ロの欄には、当期中に給与を支給した従業員の総数と総額を記載します。なお、記載方法については、P123を参照してください。

5 「5 支出した寄附金に関する事項」欄

当期中に支出した寄附金（助成金を含みます。）について記載します。

6 「6 海外への送金等に関する事項」欄

海外への送金又は金銭の持出しを行った場合に記載します。

「資産の譲渡等の内容に関する事項」欄

(知事への提出は不要ですが、NPO法人において、作成、備置、閲覧については引き続き行う必要があります。)

(1)~(3)の各欄には、譲渡資産等の内容、料金及び特定の者に対する割引販売等の譲渡等における条件を記載します。個別の記載に代えて、料金表、カタログ等を添付する場合には、その旨を記載します。

毎事業年度提出することとなった「役員等に対する報酬又は給与の状況」(P118)の 記載方法について

指定 NPO 法人の指定基準では、指定の申出時に、役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益を与えないこと（条例 10②三）を示す書類として、「役員等に対する報酬又は給与の支給」の状況を記した書類を青森県に提出することになっていますが、令和 3 年の NPO 法施行規則の改正に伴い改正した条例施行規則により、これを毎事業年度提出することになりました（規則 34①五）。

職員に対する給与については、これまでどおり、「給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項」（ロ）の記載でもって足りるものとするため、個別の職員に対する給与の記載は求めていませんが、役員等が職員として従事して給与を得ていた場合、例えば、役員の子供が職員である者に対する給与については、役員の子供に対する給与として、イにおいて個別に記載してください。

なお、「社員」又は「寄附者」が職員を兼務している場合に限っては、指定 NPO 法人の事務負担軽減等の観点から、「イ 役員等に対する報酬又は給与の支給（ロを除く）」における職員としての給与の記載については、氏名欄に給与を得た社員又は寄附者の総数、支給金額欄にその支給総額を記載する方法で、記載事項をそれぞれ 1 つにまとめて記載することができるものとします。

イ、ロに記載する役員等に対する報酬又は給与の考え方

	役員等が職員を兼ねている場合	役員等が職員を兼ねていない場合	職員のみの場合
イに記載する事項	○役員等に対する報酬 ○役員等に対する給与 } それぞれ個別に記載	○役員等に対する報酬又は給与として記載	※個別記載は不要
ロに記載する事項	○職員に対する給与の総数及び総額にも計上	/	○職員に対する給与の総数及び総額に計上

年 月 日

青森県知事 殿

(控除対象特定非営利活動法人の名称)

代表者氏名

電話番号

控除対象特定非営利活動法人助成金支給実績記載書類提出書

助成金の支給を行ったので、青森県控除対象特定非営利活動法人に係る寄附金を定めるための手続等に関する条例第 11 条第 2 項の規定により、下記の書類を提出します。

記

助成の実績を記載した書類 (条例第 11 条第 2 項)

(備考) 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 縦長とする。

(条例第 10 条第 3 項関係様式例)

青森県控除対象特定非営利活動法人に係る寄附金を定めるための手続等に関する条例
第 10 条第 3 項に定める事項を記載した書類

法人名		事業年度	年 月 日～ 年 月 日
-----	--	------	--------------

支 給 日	支 給 対 象 者	支 給 金 額	助 成 対 象 の 事 業 等
年 月 日		円	
年 月 日		円	
年 月 日		円	
年 月 日		円	
年 月 日		円	
年 月 日		円	
年 月 日		円	
年 月 日		円	
年 月 日		円	
年 月 日		円	
年 月 日		円	

第3章 合併法人の指定について

1 NPO法人の合併

NPO法人は、社員総会の決議により、他のNPO法人と合併することができます（法33）。社員総会において合併の決議がなされたNPO法人は、社員総会の議事録の謄本を添付した申請書を所轄庁に提出し、認証を受けなければなりません（法34）。

所轄庁から合併の認証を受けたNPO法人は、その認証の通知のあった日から2週間以内にその債権者に対して、合併に異義があれば一定の期間内^脚に述べるべきことを公告するとともに、貸借対照表や財産目録を作成し、債権者が異義を述べるができる期間が満了するまでの間、事務所に備え置く必要があります（法35）。

法人の成立の時期については、合併の認証その他合併に必要な手続きが終了した日から2週間以内に、合併により成立したNPO法人又は合併後存続するNPO法人の主たる事務所の所在地において登記することによって効力を生じることとなります（組登令8）。

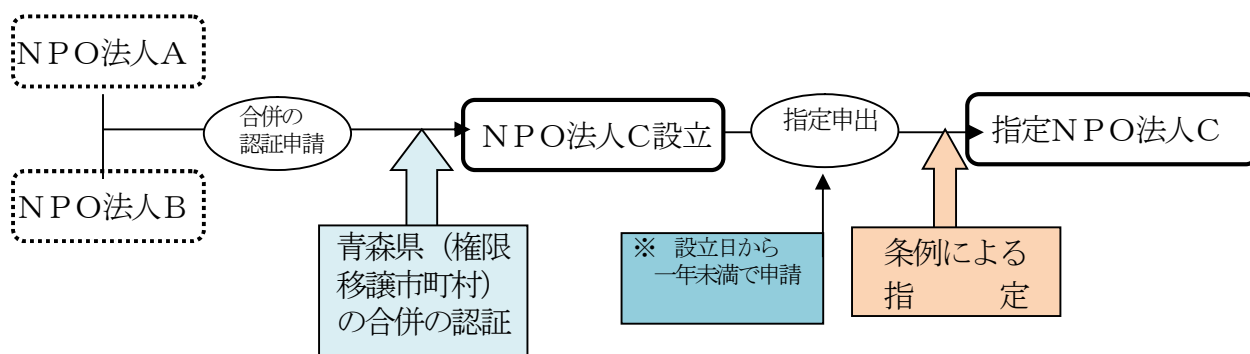
（注）「一定の期間内」の期間は、2カ月を下回ってはなりません。

2 合併法人に係る指定基準の適用

合併により設立されたNPO法人又は合併後存続するNPO法人が指定を受けることを希望する場合には、知事に指定の申出を行うこととなります。なお、申出書の提出日を含む事業年度の初日において合併後1年を超える期間を経過していないものが、指定を受けようとする場合には、指定の基準の適用において次のように取り扱われます。

(1) 合併によって設立されたNPO法人が指定の申出を行う場合

指定を受けようとするNPO法人が合併によって設立されたNPO法人で申出書の提出日を含む事業年度の初日において合併後1年を超える期間を経過していないもの（以下「合併新設法人」といいます。）である場合の実績判定期間及び指定基準は、次のとおりとなります。



※ この取扱いは、合併によって設立された日から指定の申出日を含む事業年度の初日において1年を超える期間を経過していない法人が対象となります。

イ 実績判定期間

合併新設法人の実績判定期間は、次のとおりとなります（条例5、規則31③）。

(イ) 実績判定期間の終了日

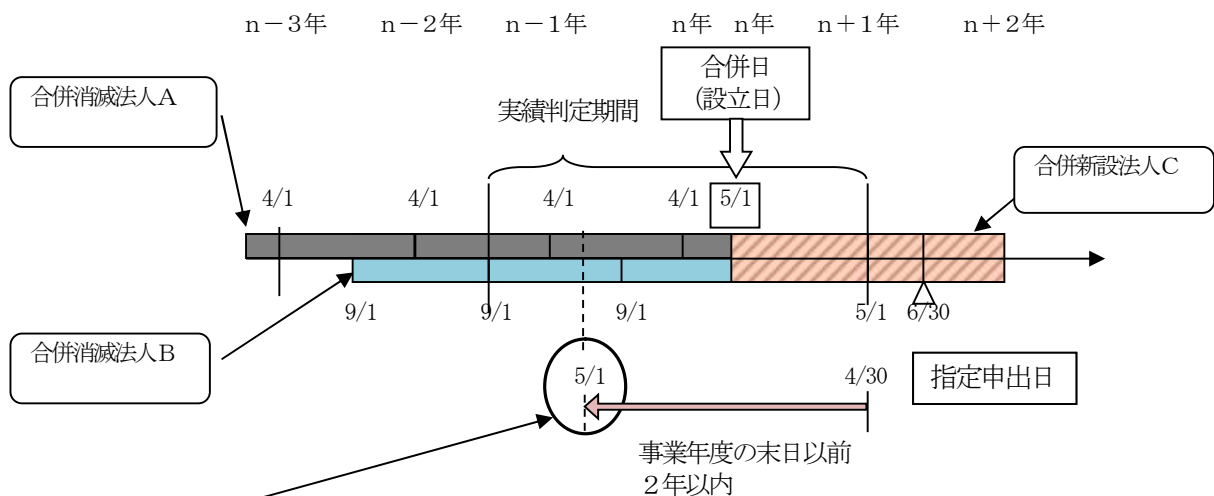
- ① 合併新設法人が設立後最初の事業年度を終了しているとき
その最初の事業年度の末日
- ② 合併新設法人が設立後最初の事業年度を終了していないとき
設立の日の前日

(ロ) 実績判定期間の開始日

上記イ(イ)①又は②の日以前5年(過去に指定を受けたことのないNPO法人が指定を受けようとする場合は2年)内に終了した合併によって消滅した各NPO法人(以下「各合併消滅法人」といいます。)の各事業年度のうち最も早い事業年度の初日

(設立後最初の事業年度が終了した合併新設法人が初めて指定を受けようとする場合の実績判定期間)

- ① 法人A(事業年度:4月~3月)と法人B(n-3年9月1日設立、事業年度:9月~8月)が、
- ② n年5月1日に合併して新設法人C(事業年度:5月~4月)を設立し、
(注)合併新設法人の最初の事業年度は、必ずしも1年間で設定されるとは限らず、1年間よりも短く設定される場合もあります。
- ③ 新設法人Cがn+1年6月30日に指定の申出を行う場合

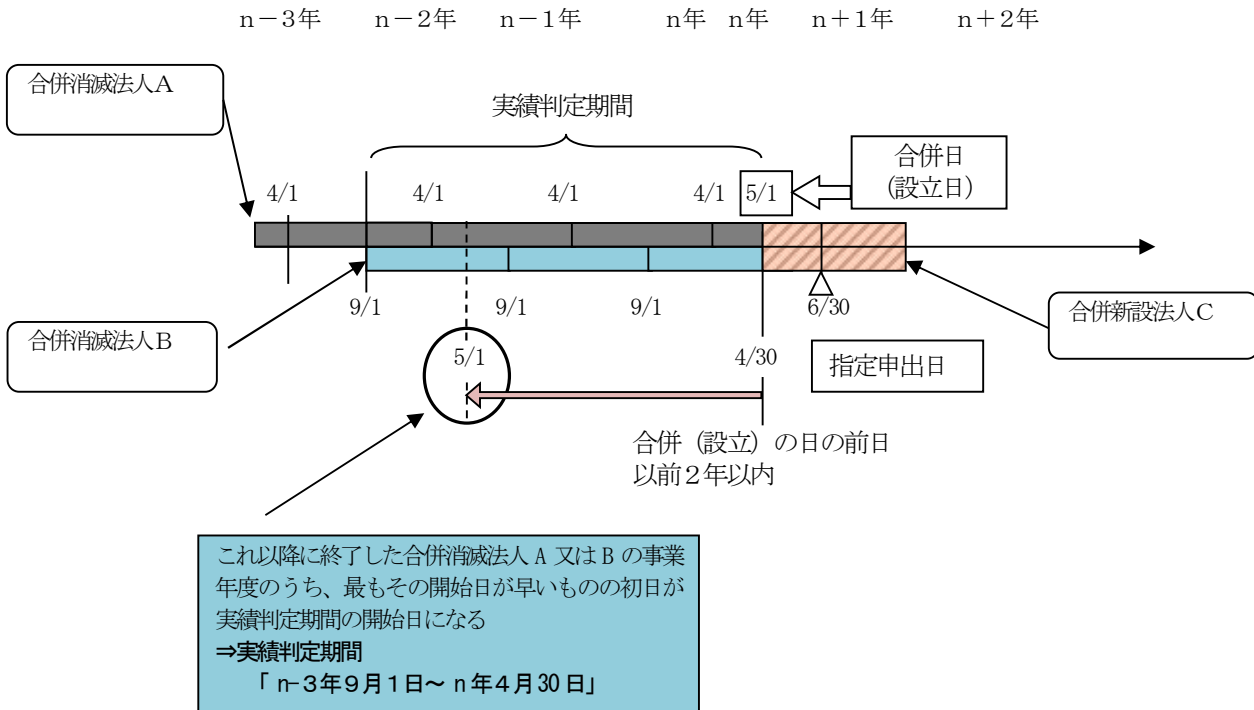


これ以降に終了した合併消滅法人A又はBの事業年度のうち、最もその開始日が早いものの初日が実績判定期間の開始日になる
⇒実績判定期間
「n-2年9月1日~n+1年4月30日」

《ポイント》
この例の場合、申出書を提出するn+1年6月30日に係る事業年度の初日(n+1年5月1日)においては、設立の日以後1年を超える期間が経過していません。
なお、申出書を提出した日を含む事業年度の初日において、設立の日以後1年を超える期間が経過している場合には、原則どおり申出した合併新設法人の事業年度で実績判定期間を判定することとなります。

(設立後最初の事業年度が終了していない合併新設法人が初めて指定を受けようとする場合の実績判定期間)

- ① 法人A (事業年度：4月～3月) と法人B (n-3年9月1日設立、事業年度：9月～8月) が、
- ② n年5月1日に合併して新設法人C (事業年度：5月～4月) を設立し、
- ③ 新設法人Cがn年6月30日に指定の申出を行う場合



(参考:各規定の読替え (規則31))

通常の出出時	読替え後
<p>(実績判定期間について)</p> <p>実績判定期間とは、指定を受けようとする特定非営利活動法人の直前に終了した事業年度の末日以前5年(指定を受けたことのない特定非営利活動法人が指定を受けようとする場合にあっては、2年)内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日からその末日までの期間をいう(条例3②一)。</p>	<p>(実績判定期間について)</p> <p>実績判定期間とは、指定を受けようとする特定非営利活動法人の直前に終了した事業年度の末日(申出書を提出しようとする日の前日において、設立後最初の事業年度が終了していない場合にあっては、その設立の日の前日。以下この項において同じ。)以前5年(指定を受けたことのない特定非営利活動法人が指定を受けようとする場合にあっては、2年)内に終了した合併によって消滅した各特定非営利活動法人の各事業年度のうち最も早い事業年度の初日からその末日までの期間をいう(条例3②一)。</p>
<p>(設立後の経過期間について)</p> <p>申出書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していること(条例4十二)。</p>	<p>(設立後の経過期間について)</p> <p>申出書を提出した日を含む事業年度の初日において、合併によって消滅した各特定非営利活動法人の設立の日のうち最も早い日以後1年を超える期間が経過していること(条例4十二)。</p>

ロ 法人の設立前の期間における指定基準への適合の判定（条例5、規則31）

申出をしようとするNPO法人が合併新設法人である場合は、実績判定期間中に合併新設法人の設立前の期間が含まれることとなるため、この場合の特例として、次の取扱いが定められています。

- ① 合併後の期間については、合併新設法人について基準の適合を判定します。
- ② 合併前の期間（実績判定期間中に限ります。）については、次表の判定方法によって、各合併消滅法人について基準の適合を判定します。

指定基準		合併前の判定方法
パブリック・サポート・テスト（PST）基準		各合併消滅法人を一の法人とみなして判定します。
事業活動が県民に周知される取組に関する基準		
事業活動のうちの共益的活動の割合に関する基準		
事務所所在地、活動場所に関する基準		各合併消滅法人のそれぞれについて判定します。
運営組織及び経理に関する基準		
事業活動内容の適正性に関する基準	イ 宗教活動、政治活動及び特定の公職者等又は政党を推薦、支持又は反対する活動を行っていないこと	各合併消滅法人のそれぞれについて判定します。
	ロ 役員、社員、職員又は寄附者等に特別の利益を与えないこと及び営利を目的とした事業を行う者等に寄附を行っていないこと	
	ハ 実績判定期間における事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること	各合併消滅法人を一の法人とみなして判定します。
	ニ 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動に係る事業費に充てていること	
（インターネットによる）情報公開に関する基準	イ 事業報告書等、役員名簿及び定款等を閲覧させること （個人の住所又は居所に係る記載の部分を除く。）	各合併消滅法人のそれぞれについて判定します。
	ロ 各指定基準に適合する旨を説明する書類、役員報酬又は職員給与の支給に関する規定、収益に関する事項等、助成金の提出書、寄附金を充当する予定の事業の内容を記載した書類等を閲覧させること	各合併消滅法人（実績判定期間中に指定を受けていた期間が含まれるものに限ります。）のそれぞれについて判定します。
	ハ インターネットを利用して、法人の名称、代表者の氏名、主たる事務所及び県内のその他の事務所の所在地、設立年月日、役員の職名及び氏名、事業報告書等、定款、寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類を公表すること	
事業報告書類の提出に関する基準		各合併消滅法人のそれぞれについて判定します。
法令等の不正行為等に関する基準		

また、設立後の経過期間に関する基準は次のとおりとなります。

合併新設法人が申出書を提出しようとする事業年度の初日においてその設立の日から1年を超える期間が経過していない場合には、各合併消滅法人のうち最も設立の早い法人の設立の日を基準として判定することとなります。

（注）各基準の詳細は、第1章 解説編「3 指定NPO法人としての指定を受けるための基準（P40～51）」を参照してください。

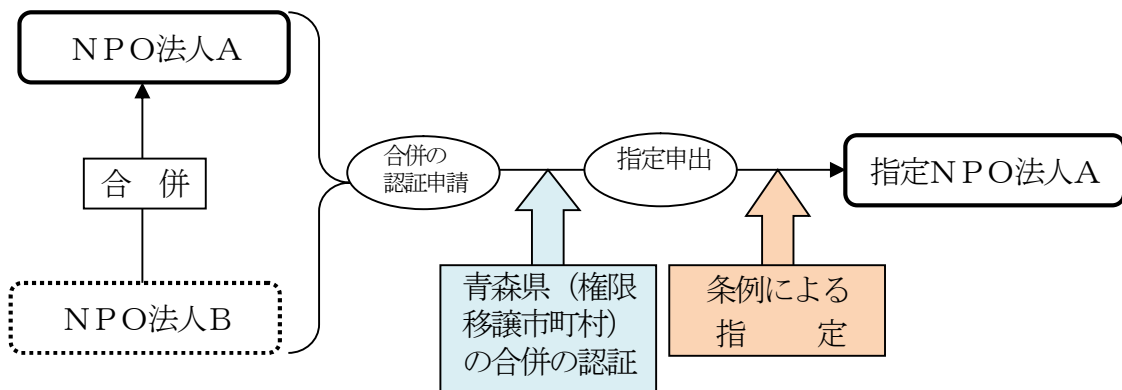
《ポイント》

指定申出書の添付書類は、合併新設法人に加え、各合併消滅法人の実績判定期間に係る添付書類も提出する必要があります。

また、事務所所在地、活動場所に関する基準、運営組織及び経理に関する基準、事業活動内容の適正性に関する基準のイとロ、(インターネットによる) 情報公開に関する基準、事業報告書類の提出に関する基準及び法令等の不正行為等に関する基準は、実績判定期間内の各事業年度だけでなく指定の時まで満たしておく必要があります(条例4十三)。

(2) 合併後存続したNPO法人が申出を行う場合

指定を受けようとするNPO法人が合併後存続するNPO法人で申出書の提出日を含む事業年度の初日において合併後1年を超える期間を経過していないもの(以下「合併存続法人」といいます。)である場合の実績判定期間及び指定基準は、次のとおりとなります。



※ この取扱いは、合併の日から指定の申出日を含む事業年度の初日において1年を超える期間を経過していない法人が対象となります。

イ 実績判定期間

合併存続法人の実績判定期間は、次のとおりとなります(条例5、規則31①)。

(イ) 実績判定期間の終了日

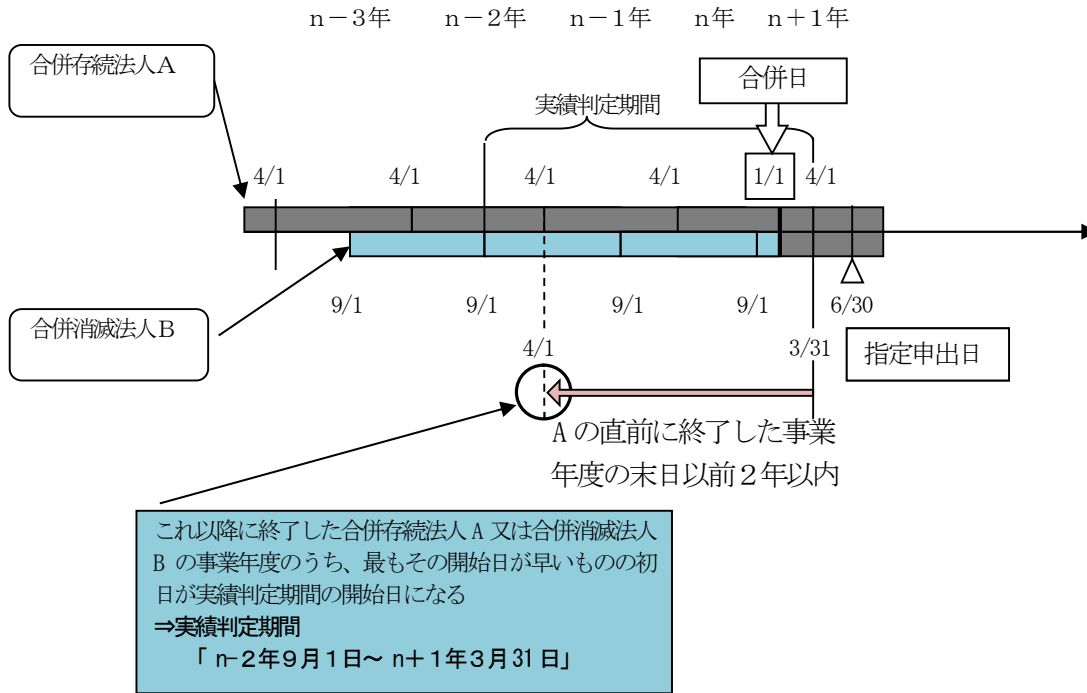
- ① 合併存続法人が合併後最初の事業年度を終了しているとき
その最初の事業年度の末日
- ② 合併存続法人が合併後最初の事業年度を終了していないとき
合併の日の前日

(ロ) 実績判定期間の開始日

上記イ(イ)①又は②の日以前5年(過去に指定を受けたことのないNPO法人が指定を受けようとする場合は2年)内に終了した合併存続法人又は各合併消滅法人の各事業年度のうち、最も早い事業年度の初日

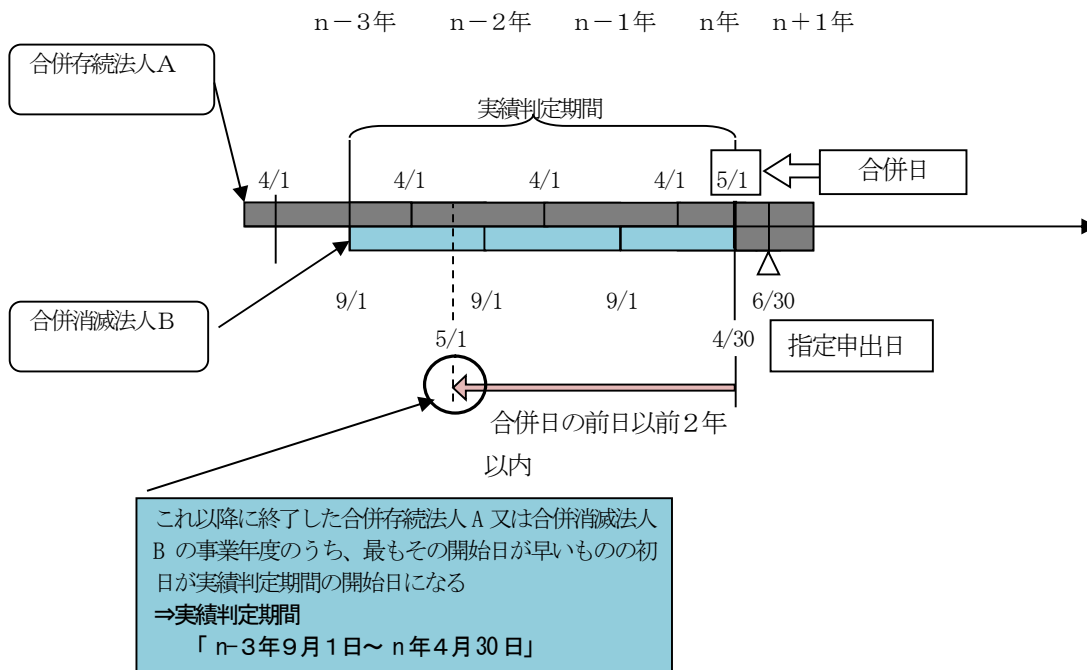
(合併後最初の事業年度が終了した合併存続法人が初めて指定を受けようとする場合の実績判定期間)

- ① 法人A (事業年度：4月～3月) と法人B (n-3年9月1日設立、事業年度：9月～8月) が、
- ② n+1年1月1日に合併して法人Aが存続し、
- ③ 合併後の法人Aがn+1年6月30日に指定の申出を行う場合



(合併後最初の事業年度が終了していない合併存続法人が初めて指定を受けようとする場合の実績判定期間)

- ① 法人A (事業年度：4月～3月) と法人B (n-3年9月1日設立、事業年度：9月～8月) が、
- ② n年5月1日に合併して法人Aが存続し、
- ③ 合併後の法人Aがn年6月30日に指定の申請を行う場合



(参考:各規定の読替え(規則31))

通常の出出時	読替え後
<p>(実績判定期間について)</p> <p>実績判定期間とは、指定を受けようとする特定非営利活動法人の直前に終了した事業年度の末日以前5年(指定を受けたことのない特定非営利活動法人が指定を受けようとする場合にあつては、2年)内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日からその末日までの期間をいう(条例3②一)。</p>	<p>(実績判定期間について)</p> <p>実績判定期間とは、指定を受けようとする特定非営利活動法人の直前に終了した事業年度の末日(当該末日の翌々日以後に合併をした場合にあつては、その合併の日の前日。以下この項において同じ。)以前5年(指定を受けたことのない特定非営利活動法人が指定を受けようとする場合にあつては、2年)内に終了したその特定非営利活動法人又は合併によって消滅した各特定非営利活動法人の各事業年度のうち最も早い事業年度の初日からその末日までの期間をいう(条例3②一)。</p>
<p>(設立後の経過期間について)</p> <p>申出書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していること(条例4十二)。</p>	<p>(設立後の経過期間について)</p> <p>申出書を提出した日を含む事業年度の初日において、その申出に係る特定非営利活動法人又は合併によって消滅した各特定非営利活動法人の設立の日のうち最も早い日以後1年を超える期間が経過していること(条例4十二)。</p>

□ 法人の合併前の期間における指定基準への適合の判定(条例5、規則31)

申出をしようとするNPO法人が合併存続法人である場合は、実績判定期間中に合併存続法人の設立前の期間が含まれることとなるため、この場合の特例として、次の取扱いが定められています。

- ① 合併後の期間については、合併存続法人について基準の適合を判定します。
- ② 合併前の期間(実績判定期間中に限ります。)については、次表の判定方法によって、合併前の合併存続法人(以下「合併前法人」といいます。)及び各合併消滅法人について基準の適合を判定します。

指定基準		判定方法
パブリック・サポート・テスト（PST）基準		合併前法人及び各合併消滅法人を一の法人とみなして判定します。
事業活動が県民に周知される取組に関する基準		
事業活動のうちの共益的活動の割合に関する基準		
事務所所在地、活動場所に関する基準		合併前法人及び各合併消滅法人のそれぞれについて判定します。
運営組織及び経理に関する規準		
事業活動内容の適正性に関する基準	イ 宗教活動、政治活動及び特定の公職者等又は政党を推薦、支持又は反対する活動を行っていないこと	
	ロ 役員、社員、職員又は寄附者等に特別の利益を与えないこと及び営利を目的とした事業を行う者等に寄附を行っていないこと	
	ハ 実績判定期間における事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること	
	ニ 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動に係る事業費に充てていること	
(インターネットによる)情報公開に関する基準	イ 事業報告書等、役員名簿及び定款等を閲覧させること (個人の住所又は居所に係る記載の部分を除く。)	合併前法人及び各合併消滅法人のそれぞれについて判定します。
	ロ 各認定基準に適合する旨を説明する書類、役員報酬又は職員給与の支給に関する規定、収益に関する事項等、助成金の提出書、寄附金を充当する予定の事業の内容を記載した書類等を閲覧させること	合併前法人及び各合併消滅法人(実績判定期間中に指定を受けていた期間が含まれるものに限り)のそれぞれについて判定します。
	ハ インターネットを利用して、法人の名称、代表者の氏名、主たる事務所及び県内のその他の事務所の所在地、設立年月日、役員の職名及び氏名、事業報告書等、定款、寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類を公表すること	
事業報告書類の提出に関する基準		合併前法人及び各合併消滅法人のそれぞれについて判定します。
法令等の不正行為等に関する基準		

また、設立後の経過期間に関する基準は次のとおりとなります。

合併存続法人が申出書を提出しようとする事業年度の初日においてその合併の日から1年を超える期間が経過していないものである場合には、合併存続法人又は各合併消滅法人のうち最も設立の早い法人の設立の日を基準として判定することとなります。

(注) 各基準の詳細は、第1章 解説編「3 指定NPO法人としての指定を受けるための基準 (P40～51) を参照してください。

《ポイント》

指定申出書の添付書類は、合併存続法人に加え、各合併消滅法人の実績判定期間に係る書類も提出する必要があります。

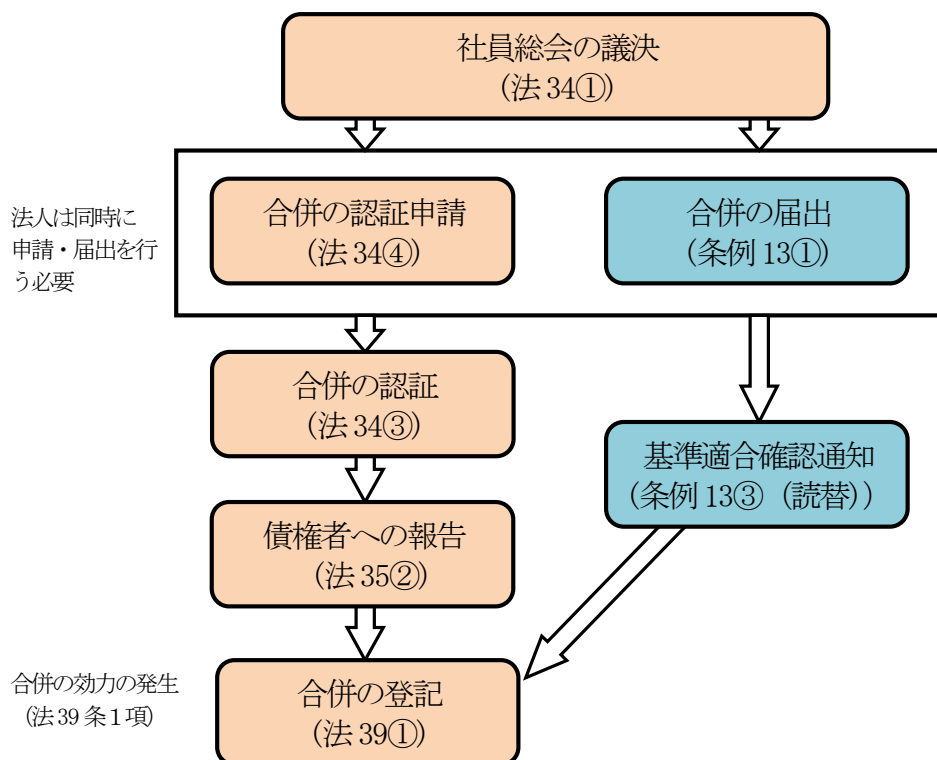
また、事務所所在地、活動場所に関する基準、運営組織及び経理に関する基準、事業活動内容の適正性に関する基準のイとロ、(インターネットによる)情報公開に関する基準、事業報告書類の提出に関する基準及び法令等の不正行為等に関する基準は、実績判定期間内の各事業年度だけでなく指定の時まで満たしておく必要があります(条例4十三)。

(3) 指定NPO法人の合併

イ 指定NPO法人が指定NPO法人でないNPO法人と合併した場合

指定NPO法人が指定NPO法人でないNPO法人と合併した場合で、合併後存続又は合併によって設立したNPO法人は、その合併後のNPO法人について、条例第4条各号に掲げる基準に適合することの確認を知事から受ける必要があります。知事は基準に適合するときはその旨を、基準に適合しないときはその旨及びその理由を、当該指定NPO法人に対し、書面により通知しなければなりません(条例13)。

○ 申請・届出から指定手続



ロ 合併の申出

上記イの知事の基準適用確認を受けようとするNPO法人は、所轄庁に提出する合併の認証の申請に併せて、知事に当該合併を届け出なければなりません(条例13)。

ニ 実績判定期間及び指定基準

合併後存続するNPO法人又は合併によって設立されたNPO法人が、上記の合併後に指定を受けようとする場合の実績判定期間及び各指定基準は、次のとおりとなります。

(イ) 実績判定期間

合併後存続するNPO法人及び合併によって設立されたNPO法人の指定に係る実績判定期間は、次のとおりとなります(条例13④、規則37)。

(1) 実績判定期間の終了日

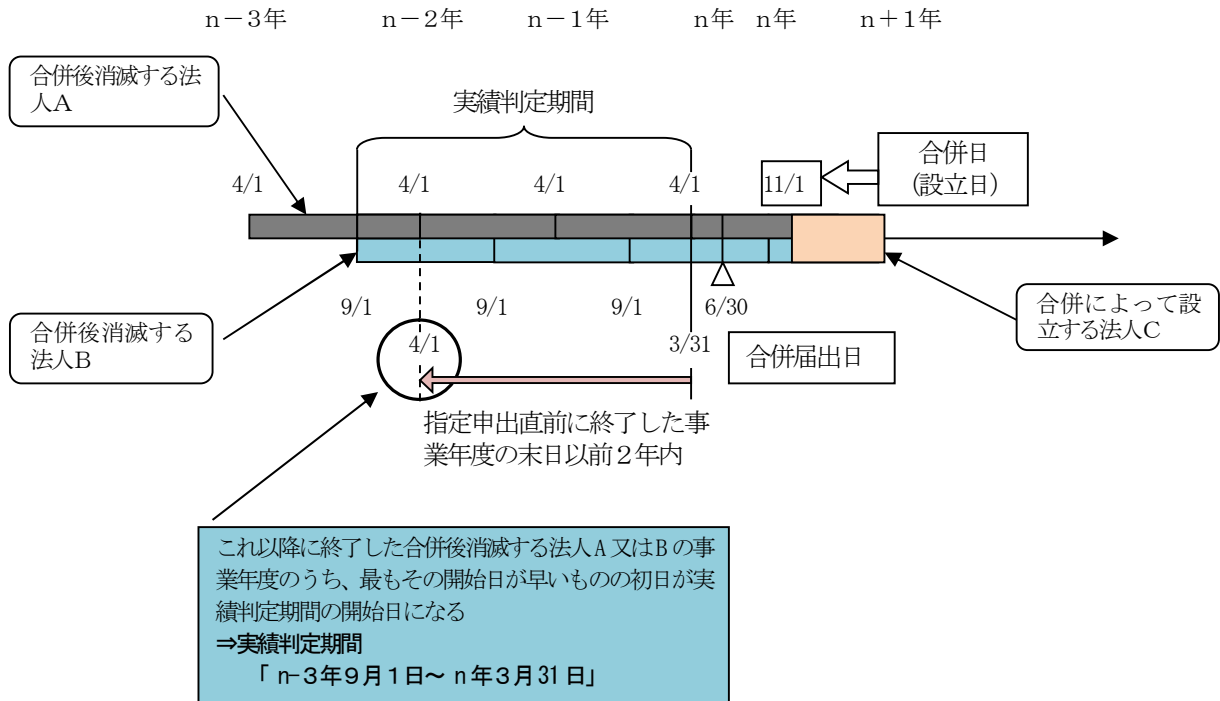
合併後存続するNPO法人及び合併によって消滅する各NPO法人(合併によってNPO法人を設立する場合にあっては、合併によって消滅する各NPO法人。以下同じです。)の各事業年度のうち申出書を提出する直前に終了した事業年度の末日

(2) 実績判定期間の開始日

上記(1)の日以前2年以内に終了した合併後存続するNPO法人又は合併によって消滅する各NPO法人の各事業年度のうち、最も早い事業年度の初日

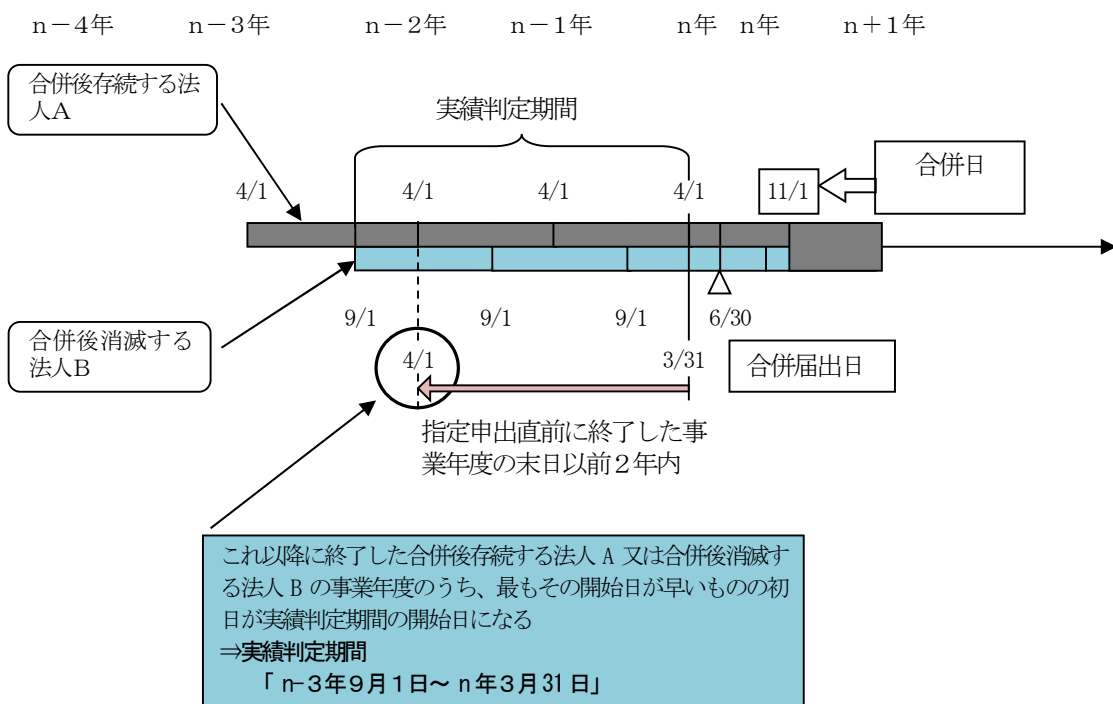
(合併によって設立されるNPO法人が指定を受けようとする場合の実績判定期間)

- ① 法人A (事業年度：4月～3月) と法人B (n-3年9月1日設立、事業年度：9月～8月) が、
- ② n年11月1日に合併して新設法人C (事業年度：5月～4月) を設立するため、
- ③ n年6月30日に合併の届出を行う場合



(合併後存続するNPO法人が指定を受けようとする場合の実績判定期間)

- ① 法人A (事業年度：4月～3月) と法人B (n-3年9月1日設立、事業年度：9月～8月) が、
- ② n年11月1日に合併してAを存続させるため、
- ③ n年6月30日に合併の届出を行う場合



(参考:各規定の読替え(規則37))

通常の申出時	読替え後
<p>(実績判定期間について)</p> <p>実績判定期間とは、<u>指定を受けようとする特定非営利活動法人の直前に終了した事業年度の末日以前5年(指定を受けたことのない特定非営利活動法人が認定を受けようとする場合にあっては、2年)内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日からその末日までの期間をいう(条例3②一)。</u></p>	<p>(実績判定期間について)</p> <p>実績判定期間とは、<u>合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって消滅する各特定非営利活動法人(合併によって特定非営利活動法人を設立する場合にあっては、合併によって消滅する各特定非営利活動法人。以下この項において同じ)の各事業年度のうち直前に終了した事業年度の末日以前2年以内に終了した合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって消滅する各特定非営利活動法人の各事業年度のうち最も早い事業年度の初日からその末日までの期間をいう(条例3②一)。</u></p>

(ロ) 指定基準への適合の判定(条例13④、規則37)

指定基準への適合の判定については、次の判定方法によって、合併後存続するNPO法人及び合併によって消滅する各NPO法人の実績について判定を行うこととなります。

認定基準		判定方法
パブリック・サポート・テスト(PST)基準		合併前法人及び各合併消滅法人を一の法人とみなして判定します。
事業活動が県民に周知される取組に関する基準		
事業活動のうちの共益的活動の割合に関する基準		
事務所所在地、活動場所に関する基準		合併前法人及び各合併消滅法人のそれぞれについて判定します。
運営組織及び経理に関する規準		
事業活動内容の適正性に関する基準	イ 宗教活動、政治活動及び特定の公職者等又は政党を推薦、支持又は反対する活動を行っていないこと	
	ロ 役員、社員、職員又は寄附者等に特別の利益を与えないこと及び営利を目的とした事業を行う者等に寄附を行っていないこと	
	ハ 実績判定期間における事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること	合併前法人及び各合併消滅法人を一の法人とみなして判定します。
	ニ 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動に係る事業費に充てていること	
インターネットによる情報公開に関する基準	イ 事業報告書等、役員名簿及び定款等を閲覧させること (個人の住所又は居所に係る記載の部分を除く。)	合併前法人及び各合併消滅法人のそれぞれについて判定します。
	ロ 各認定基準に適合する旨を説明する書類、役員報酬又は職員給与の支給に関する規定、収益に関する事項等、助成金の提出書、寄附金を充当する予定の事業の内容を記載した書類等を閲覧させること	
	ハ インターネットを利用して、法人の名称、代表者の氏名、主たる事務所及び県内のその他の事務所の所在地、設立年月日、役員の職名及び氏名、事業報告書等、定款、寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類を公表すること	合併前法人及び各合併消滅法人(実績判定期間中に指定を受けていた期間が含まれるものに限り)のそれぞれについて判定します。

事業報告書類の提出に関する基準	合併前法人及び各合併消滅法人のそれぞれについて判定します。
法令等の不正行為等に関する基準	

また、設立後の経過期間に関する基準は次のとおりとなります。

合併存続法人が申出書を提出しようする事業年度の初日においてその合併の日から1年を超える期間が経過していないものである場合には、合併存続法人又は各合併消滅法人のうち最も設立の早い法人の設立の日を基準として判定することとなります。

(注) 各基準の詳細は、第1章 解説編「3 指定NPO法人としての指定を受けるための基準 (P40～51) を参照してください。

年 月 日

青森県知事

殿

（控除対象特定非営利活動法人の名称）

代表者氏名

電話番号

合 併 届 出 書

下記のとおり、 年 月 日付けで特定非営利活動促進法第34条第3項の認証の申請をしたので、青森県控除対象特定非営利活動法人に係る寄附金を定めるための手続等に関する条例第13条第1項の規定により、届け出ます。

記

- 1 合併後存続する（合併によって設立する）特定非営利活動法人の名称
- 2 代表者の氏名
- 3 主たる事務所の所在地及び電話番号
- 4 県内のその他の事務所の所在地及び電話番号
- 5 現に行っている事業の概要
- 6 5に記載した事業を行っている地域
- 7 合併によって消滅する特定非営利活動法人の名称

（備考）

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。
- 2 3及び4には、事務所の所在地の町名及び地番まで記載すること。
- 3 届出書には、次に掲げる書類を添付すること。
 - ④ 実績判定期間（合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって消滅する各特定非営利活動法人（合併によって特定非営利活動法人を設立する場合には、合併によって消滅する各特定非営利活動法人。以下同じ。）の各事業年度のうち直前に終了した事業年度の末日以前2年以内に終了した合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって消滅する各特定非営利活動法人の各事業年度（その期間が1年を超える場合は、当該期間をその初日以後1年ごとに区分した期間（最後に1年未満の期間を生じたときは、その1年未満の期間）。以下に同じ。）のうち最も早い事業年度の初日から当該末日までの期間をいう。）内の日を含む各事業年度の寄附者名簿（各事業年度に当該届出に係る特定非営利活動法人が受け入れた寄附金の支払者ごとに当該支払者の氏名（法人にあっては、その名称）及び住所並びにその寄附金の額及び受け入れた年月日を記載した書類をいう。）（条例第13条第4項で

準用する条例第3条第2項第1号)

- ② 条例第4条第1項各号に掲げる基準に適合する旨を説明する書類(①の書類を除く。)(条例第13条第4項で準用する条例第3条第2項第2号) [2部]
- ③ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類(条例第13条第4項で準用する条例第3条第2項第3号) [2部]

条例第13条の合併届出書及び添付書類一覧（兼チェック表）

申 出 書 ・ 添 付 書 類		チエック
1	合併届出書（第3号様式）	
2	寄附者名簿	
3	条例第4条各号の基準に適合する旨を説明する書類	
①	県内に主たる事務所を有し、かつ県内において特定非営利活動を行っていること（チェック表（第1表））	
②	県民からの支援が得られているかどうかを判断する基準（寄附金要件）	次のア・イのうち、いずれかを選択してください。
		ア 経常収入金額のうち、寄附金等収入金額の割合が10分の1以上（チェック表（第2表））
		受け入れた寄附金の明細表（第2表付表1）
		社員から受け入れた会費の明細表（第2表付表2）
イ 各事業年度中の寄附金の額が1,000円以上である寄附者の数の合計が年平均30人以上であり、寄附金の合計額が年平均15万円以上（チェック表（第3表））		
③	県民からの支援が得られているかどうかを判断する基準（その他の要件）	次のア・イのうち、いずれかを選択してください。
		ア 国等の補助金等の交付又は委託を受けて事業を年平均1件以上実施（チェック表（第4表））
		イ ボランティアとして延べ4時間以上役務を提供した者の実人員が年平均25人以上であり、その合計時間が年平均200時間以上（チェック表（第5表））
		ボランティア参加者名簿（第5表付表1）
④	事業活動が県民に周知される取組	次のア・イのうち、いずれかを選択してください。
		ア 県内の広報誌、日刊新聞紙、ラジオ、テレビ等を通じた当該法人の事業活動に関する情報を年平均2回以上提供（チェック表（第6表））
		イ 県民を対象としたその事業年度に係る催しを年平均4回以上開催（チェック表（第7表））
⑤	共益的活動の割合が50%未満であること（チェック表（第8表））	
⑥	運営組織及び経理が基準に適合していること（チェック表（第9表））	
	役員の状況（第9表付表1）	
	帳簿組織の状況（第9表付表2）	

	事業活動内容が基準に適合していること（チェック表（第10表））	
⑦	役員等に対する報酬等の状況（第10表付表1）	
	役員等に対する資産の譲渡等の状況等（第10表付表2）	
⑧	情報公開していること（チェック表（第11表））	
⑨	インターネットを利用して情報公開していること（チェック表（第12表））	
⑩	事業報告書等及び役員名簿並びに定款等を知事に提出していること（チェック表（第13表））	
⑪	法令等の不正行為等がないこと（チェック表（第14表））	
⑫	設立後に一定の経過期間があること（チェック表（第15表））	
⑬	欠格事由に該当しないこと（チェック表（第16表））	
4	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類	

（注意事項）

- 1 第2表～第8表及び第10表（ハ及びニに係る事項に限ります。）の記載に当たっては、合併後存続する法人及び合併によって消滅する法人（合併によって法人を設立する場合にあっては、合併によって消滅する各法人。以下同じです。）を一つの法人とみなして記載してください（規則37④）。
- 2 第1表、第9表、第10表（イ及びロに係る事項に限ります。）、第11表～第15表については、合併後存続する法人、合併によって設立する法人及び合併によって消滅する法人について、それぞれ記載してください（規則37④）。

<p>青森県控除対象特定非営利活動法人に係る寄附金を定めるための手続等に関する条例 (平成二十七年三月二十五日 青森県条例第一号)</p>	<p>青森県控除対象特定非営利活動法人に係る寄附金を定めるための手続等に関する条例施行規則 (平成二十七年五月二十九日 青森県規則第二十六号)</p>
<p>(趣旨) 第一条 この条例は、地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第三十七条の二第一項第四号に掲げる寄附金(以下「控除対象寄附金」という。)を条例で定めるために必要な手続等を定めるものとする。</p> <p>(定義) 第二条 この条例において「控除対象特定非営利活動法人」とは、控除対象寄附金が条例で定められた場合において、当該控除対象寄附金を受け入れる特定非営利活動法人(特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号。以下「法」という。)第二条第二項に規定する特定非営利活動法人をいう。以下同じ。)としてその名称及び主たる事務所の所在地が当該条例において定められた特定非営利活動法人をいう。</p> <p>(控除対象寄附金の条例の定めに係る申出) 第三条 地方税法第三十七条の二第十二項の規定による申出は、規則で定めるところにより、当該申出に係る特定非営利活動法人に係る次に掲げる事項を記載した申出書を知事に提出しなければならない。 一 名称、代表者の氏名、主たる事務所及び県内のその他の事務所の所在地並びに設立年月日 二 現に行っている事業の概要 三 前号の事業を行っている地域 四 その他知事が必要と認める事項 2 前項の申出書には、規則で定めるところにより、次に掲げる書類を添付しなければならない。 一 実績判定期間(前項の申出をしようとする特定非営利活動法人の直前に終了した事業年度の末日以前五年(控除対象特定非営利活動法人であった期間がない特定非営利活動法人が同項の申出をしようとする場合にあつては、二</p>	<p>(趣旨) 第一条 この規則は、青森県控除対象特定非営利活動法人に係る寄附金を定めるための手続等に関する条例(平成二十七年三月青森県条例第一号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(用語) 第二条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。</p> <p>(控除対象寄附金の条例の定めに係る申出) 第三条 条例第三条第一項の申出書は、控除対象寄附金の条例の定めに係る申出書(第一号様式)によらなければならない。</p>

年)内に終了した各事業年度(その期間が一年を超える場合は、当該期間をその初日以後一年ごとに区分した期間(最後に一年未満の期間を生じたときは、その一年未満の期間)。以下同じ。)のうち最も早い事業年度の初日から当該末日までの期間をいう。以下同じ。)内の日を含む各事業年度の寄附者名簿(各事業年度に当該申出に係る特定非営利活動法人が受け入れた寄附金の支払者ごとに当該支払者の氏名(法人にあっては、その名称)及び住所並びにその寄附金の額及び受け入れた年月日を記載した書類をいう。第十条第二項第一号において同じ。)

- 二 次条各号に掲げる基準に適合する旨を説明する書類(前号に掲げる書類を除く。)
- 三 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類

(控除対象寄附金を条例で定めるために必要な手続を行うための基準)

第四条 知事は、前条第一項の申出をした特定非営利活動法人が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、控除対象寄附金を条例で定めるために必要な手続を行うものとする。

- 一 県内に主たる事務所を有していること。
- 二 県内において特定非営利活動(法第二条第一項に規定する特定非営利活動をいう。以下同じ。)を行っていること。
- 三 広く県民からの支援を受けているかどうかを判断するための基準として次に掲げる基準に適合すること。
 - イ 実績判定期間における経常収入金額((1)に掲げる金額をいう。)のうちに寄附金等収入金額((2)に掲げる金額(規則で定める要件を満たす特定非営利活動法人にあっては、(2)及び(3)に掲げる金額の合計額)をいう。)の占める割合が規則で定める割合以上であること又は実績判定期間内の日を含む各事業年度における規則で定める寄附者の数の合計数及び規則で定める寄附金の額の合計額にそれぞれ十二を乗じてこれらを当該実績判

- 2 条例第三条第二項第二号及び第三号に掲げる書類には、それぞれ副本一通を添えなければならない。

(寄附金等収入金額に会費の一部を加えることができる特定非営利活動法人の要件)

第四条 条例第四条第三号イに規定する規則で定める要件は、次に掲げるものとする。

- 一 社員の会費の額が合理的と認められる基準により定められていること。
- 二 社員(役員並びに役員の配偶者及び三親等以内の親族並びに役員と特殊の関係(第二十二条に規定する関係をいう。第十二条及び第三十四条第一項第四号において同じ。))のある者を除く。)の数が二十人以上であること。

定期間の月数で除して得た数及び額が規則で定める数及び額以上であること。

(控除対象寄附金を条例で定めるために必要な手続を行うための基準となる寄附金等収入金額の割合)

第五条 条例第四条第三号イに規定する規則で定める割合は、十分の一とする。

(寄附者の要件等)

第六条 条例第四条第三号イに規定する規則で定める寄附者は、判定基準寄附者(当該事業年度における同一の者からの寄附金(寄附者の氏名(法人にあっては、その名称)及びその住所が明らかかな寄附金に限る。以下この項において同じ。)の額の総額(当該同一の者が個人である場合には、当該事業年度におけるその者と生計を一にする者からの寄附金の額を加算した金額)が千円(当該事業年度における当該同一の者からの休眠預金等交付金関係助成金(特定非営利活動促進法施行令(平成二十三年政令第三百十九号)第二条第一項ただし書に規定する休眠預金等交付金関係助成金をいう。以下同じ。)の額がある場合には、当該休眠預金等交付金関係助成金の額の総額を加算した金額)以上である場合の当該同一の者をいい、当該申出に係る特定非営利活動法人の役員である者及び当該役員である者と生計を一にする者を除く。以下同じ。)とする。

2 条例第四条第三号イの規則で定める寄附者の数を算出する場合において、当該事業年度において個人である判定基準寄附者と生計を一にする他の判定基準寄附者がいるときは、当該判定基準寄附者と当該他の判定基準寄附者を一人とみなす。

(寄附金の要件)

第七条 条例第四条第三号イに規定する規則で定める寄附金は、判定基準寄附者からの寄附金とする。

(寄附者の数及び寄附金の額)

第八条 条例第四条第三号イに規定する規則で

<p>(1) 総収入金額から国等(国、地方公共団体、法人税法(昭和四十年法律第三十四号)別表第一に掲げる独立行政法人、地方独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人及び我が国が加盟している国際機関をいう。以下この(1)及びロ(1)において同じ。)からの補助金その他国等が反対給付を受けないで交付するもの(ロ(1)において「国の補助金等」という。)、臨時的な収入その他の規則で定めるものの額を控除した金額</p>	<p>定める数は、三十とする。</p> <p>2 条例第四条第三号イに規定する規則で定める額は、十五万円とする。ただし、当該実績判定期間内の日を含む各事業年度における当該判定基準寄附者からの休眠預金等交付金関係助成金の額がある場合は、十五万円に当該休眠預金等交付金関係助成金の額の合計額に十二を乗じてこれを当該実績判定期間の月数で除して得た額を加算した金額とする。</p> <p>(総収入金額から控除されるもの)</p> <p>第九条 条例第四条第三号イ(1)に規定する規則で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 国の補助金等</p> <p>二 委託の対価としての収入で国等から支払われるもの</p> <p>三 法律又は政令の規定に基づき行われる事業でその対価の全部又は一部につき、その対価を支払うべき者に代わり国又は地方公共団体が負担することとされている場合のその負担部分</p> <p>四 資産の売却による収入で臨時的なもの</p> <p>五 遺贈(贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。)により受け入れた寄附金又は贈与者の被相続人に係る相続の開始があったことを知った日の翌日から十月以内に当該相続により当該贈与者が取得した財産の全部若しくは一部を当該贈与者からの贈与(贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を除く。)により受け入れた寄附金のうち、一者当たり基準限度超過額に相当する部分</p> <p>六 実績判定期間における同一の者から受け入れた寄附金の額の合計額が千円に満たないもの</p> <p>七 寄附者の氏名(法人にあつては、その名称)及びその住所が明らかな寄附金以外の寄附金</p> <p>八 休眠預金等交付金関係助成金</p>
--	---

(2) 受け入れた寄附金の額の総額(第七号ニにおいて「受入寄附金総額」という。)から一者当たり基準限度超過額(同一の者からの寄附金の額のうち規則で定める金額を超える部分の金額をいう。)その他の規則で定める寄附金の額の合計額を控除した金額

(3) 社員から受け入れた会費の額の合計額から当該合計額に第五号の規則で定める割合を乗じて計算した金額を控除した金額のうち(2)に掲げる金額に達するまでの

(同一の者からの寄附金の額のうち一者当たり基準限度となる金額)

第十条 条例第四条第三号イ(2)に規定する規則で定める金額は、受入寄附金総額から休眠預金等交付金関係助成金の額の総額を控除した金額の百分の十(寄附者が法人税法施行令(昭和四十年政令第九十七号)第七十七条各号に掲げる法人又は特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号。以下「法」という。)第二条第三項に規定する認定特定非営利活動法人である場合にあっては、受入寄附金総額から休眠預金等交付金関係助成金の額の総額を控除した金額の百分の五十)に相当する金額とする。

(受入寄附金総額から控除される寄附金の額)

第十一条 条例第四条第三号イ(2)に規定する規則で定める寄附金の額は、次に掲げる金額とする。

- 一 受け入れた寄附金の額のうち一者当たり基準限度超過額
- 二 実績判定期間における同一の者から受け入れた寄附金の額の合計額が千円に満たない場合の当該合計額
- 三 寄附者の氏名(法人にあっては、その名称)及びその住所が明らかな寄附金以外の寄附金の額
- 四 休眠預金等交付金関係助成金の額の総額

(役員が寄附者である場合の金額の算出方法の特例)

第十二条 条例第四条第三号イ(1)及び(2)に掲げる金額を算出する場合において、役員が寄附者であって、他の寄附者のうちに当該役員の配偶者及び三親等以内の親族並びに当該役員と特殊の関係のある者があるときは、これらの者は当該役員と同一の者とみなす。

<p>金額</p> <p>ロ 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。</p> <p>(1) 実績判定期間内の日を含む各事業年度における国の補助金等の交付を受け、又は国等の委託を受けて県内で実施した特定非営利活動に係る事業の件数の合計数に十二を乗じてこれを当該実績判定期間の月数で除して得た数が規則で定める数以上であること。</p> <p>(2) 実績判定期間内の日を含む各事業年度における規則で定めるボランティアにより役務の提供を受けた時間の合計時間及び当該規則で定めるボランティアの実人数の合計数にそれぞれ十二を乗じてこれらを当該実績判定期間の月数で除して得た時間及び数が規則で定める時間及び数以上であること。</p> <p>四 その事業活動が広く県民に周知される取組として規則で定める取組を行っていること。</p>	<p>(国の補助金等の交付等を受けて実施した特定非営利活動に係る事業の実績の要件)</p> <p>第十三条 条例第四条第三号ロ(1)に規定する規則で定める数は、一とする。</p> <p>(ボランティアの実績の要件)</p> <p>第十四条 条例第四条第三号ロ(2)に規定する規則で定めるボランティアは、当該申出に係る特定非営利活動法人が実施した事業活動に無償(交通費、保険料その他のボランティア活動に要する実費に相当する額の支給を受ける場合を含む。)で参加し、延べ四時間以上の役務を提供した者(その氏名(法人にあっては、その名称)及びその住所が明らかな者に限り、当該特定非営利活動法人の役員である者及び当該役員と生計を一にする者を除く。)とする。</p> <p>2 条例第四条第三号ロ(2)に規定する規則で定める時間は、二百時間とする。</p> <p>3 条例第四条第三号ロ(2)に規定する規則で定める数は、二十五とする。</p> <p>(事業活動が広く県民に周知される取組)</p> <p>第十五条 条例第四条第四号に規定する規則で定める取組は、次の各号のいずれかに該当する取組(実績判定期間内の日を含む各事業年度における当該取組の回数の合計数に十二を乗じてこれを当該実績判定期間の月数で除して得た数が当該各号に定める数以上であるものに限る。)とする。</p> <p>一 県内の地方公共団体が発行する広報誌、県内で発行される日刊新聞紙又は県内で放送されるラジオ放送若しくはテレビジョン放送の放送番組を通じたその事業活動に関する情報の提供 二</p>
--	---

<p>五 実績判定期間における事業活動のうちに次に掲げる活動の占める割合として規則で定める割合が百分の五十未満であること。</p> <p>イ 会員又はこれに類するものとして規則で定める者(当該申出に係る特定非営利活動法人の運営又は業務の執行に関係しない者で規則で定めるものを除く。以下この号において「会員等」という。)に対する資産の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供(以下「資産の譲渡等」という。)、会員等相互の交流、連絡又は意見交換その他その対象が会員等である活動(資産の譲渡等のうち対価を得ないで行われるものその他規則で定めるものを除く。)</p>	<p>二 その事業活動に関する県民を対象とした催しの開催 四</p> <p>(実績判定期間の月数の計算方法)</p> <p>第十六条 条例第四条第三号イ並びにロ(1)及び(2)並びに前条の月数は、暦に従って計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。</p> <p>(事業活動のうちその対象が会員等である活動等の占める割合)</p> <p>第十七条 条例第四条第五号に規定する規則で定める割合は、実績判定期間において、当該申出に係る特定非営利活動法人の行った事業活動に係る事業費の額、従事者の作業時間数その他の合理的な指標により当該事業活動のうちに同号イ、ロ、ハ又はニに掲げる活動の占める割合を算定する方法により算定した割合とする。</p> <p>(会員に類するもの)</p> <p>第十八条 条例第四条第五号イに規定する規則で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 当該申出に係る特定非営利活動法人から継続的に若しくは反復して資産の譲渡等を受ける者又は相互の交流、連絡若しくは意見交換に参加する者として当該申出に係る特定非営利活動法人の帳簿又は書類その他に氏名(法人にあつては、その名称)が記載された者であつて、当該申出に係る特定非営利活動法人から継続的に若しくは反復して資産の譲渡等を受け、又は相互の交流、連絡若しくは意見交換に参加する者</p> <p>二 当該申出に係る特定非営利活動法人の役員</p> <p>(特定非営利活動法人の運営又は業務の執行に関係しない者)</p> <p>第十九条 条例第四条第五号イに規定する当該申出に係る特定非営利活動法人の運営又は業</p>
---	---

務の執行に関係しない者で規則で定めるものは、当該申出に係る特定非営利活動法人が行う不特定多数の者を対象とする資産の譲渡等の相手方であって、当該資産の譲渡等以外の当該申出に係る特定非営利活動法人の活動に関係しない者とする。

(その対象が会員等である資産の譲渡等から除かれる活動)

第二十条 条例第四条第五号イに規定する規則で定める活動は、次に掲げるものとする。

- 一 当該申出に係る特定非営利活動法人が行う資産の譲渡等で、その対価として当該資産の譲渡等に係る通常対価の額のおおむね百分の十程度に相当する額以下のもの及び交通費、消耗品費その他当該資産の譲渡等に付随して生ずる費用でその実費に相当する額(次号において「付随費用の実費相当額」という。)以下のものを会員等から得て行うもの
- 二 当該申出に係る特定非営利活動法人が行う役務の提供で、最低賃金法(昭和三十四年法律第百三十七号)第四条第一項の規定により使用者が労働者に支払わなければならないこととされている賃金の算定の基礎となる同法第九条第一項に規定する地域別最低賃金の額を会員等が当該申出に係る特定非営利活動法人に支払う当該役務の提供の対価の額の算定の基礎となる額とみなして、これと当該役務の提供の従事者の作業時間数に基づいて算出される金額のおおむね相当する額以下のもの及び付随費用の実費相当額以下のものをその対価として会員等から得て行うもの
- 三 法別表第十九号に掲げる活動を主たる目的とする特定非営利活動法人が行うその会員等の活動(公益社団法人若しくは公益財団法人である会員等又は法第二条第三項に規定する認定特定非営利活動法人である会員等が参加しているものに限る。)に対する助成

<p>ロ その便益の及ぶ者が次に掲げる者その他特定の範囲の者である活動(会員等を対象とする活動で規則で定めるもの及び会員等に対する資産の譲渡等を除く。)</p> <p>(1) 会員等</p> <p>(2) 特定の団体の構成員</p> <p>(3) 特定の職域に属する者</p> <p>ハ 特定の著作物又は特定の者に関する普及啓発、広告宣伝、調査研究、情報提供その他の活動</p> <p>ニ 特定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を求める活動</p> <p>六 その運営組織及び経理に関し、次に掲げる基準に適合していること。</p> <p>イ 各役員について、次に掲げる者の数の役員の数の中に占める割合が、それぞれ三分の一以下であること。</p> <p>(1) 当該役員並びに当該役員の配偶者及び三親等以内の親族並びに当該役員と規則で定める特殊の関係のある者</p> <p>(2) 特定の法人(当該法人との間に発行済株式又は出資(その有する自己の株式又は出資を除く。)の総数又は総額の百分の五十以上の株式又は出資の数又は金額を直接又は間接に保有する関係その他の規則で定める関係のある法人を含む。)の役員又は使用人である者並びにこれらの者の配偶者及び三親等以内の親族並びにこれら</p>	<p>(その便益の及ぶ者が特定の範囲の者である活動から除かれる活動)</p> <p>第二十一条 条例第四条第五号ロに規定する規則で定める活動は、前条第三号に掲げる活動とする。</p> <p>(特殊の関係)</p> <p>第二十二条 条例第四条第六号イ(1)に規定する規則で定める特殊の関係は、次に掲げる関係とする。</p> <p>一 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係</p> <p>二 使用人である関係及び使用人以外の者で当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している関係</p> <p>三 前二号に掲げる関係のある者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係</p> <p>(特定の法人との関係)</p> <p>第二十三条 条例第四条第六号イ(2)に規定する規則で定める関係は、一の者(法人に限る。)が法人の発行済株式又は出資(その有する自己の株式又は出資を除く。以下この条において「発行済株式等」という。)の総数又は総額の百分の五十以上の数又は金額の株式又は出資を保有する場合における当該一の者と当該法人との間の関係(以下この条において「直接支配関係」</p>
--	--

の者と規則で定める特殊の関係のある者

という。)とする。この場合において、当該一の者及びこれとの間に直接支配関係がある一若しくは二以上の法人又は当該一の者との間に直接支配関係がある一若しくは二以上の法人が他の法人の発行済株式等の総数又は総額の百分の五十以上の数又は金額の株式又は出資を保有するときは、当該一の者は当該他の法人の発行済株式等の総数又は総額の百分の五十以上の数又は金額の株式又は出資を保有するものとみなす。

(役員又は使用人である者との特殊の関係)

第二十四条 条例第四条第六号イ(2)に規定する規則で定める特殊の関係は、第二十二条第二号中「役員」とあるのを「役員又は使用人である者」と読み替えた場合における同条各号に掲げる関係とする。

(特定の者の数の役員の総数のうちに占める割合の基準の適合に関する判定)

第二十五条 条例第四条第六号イに掲げる基準に適合するか否かの判定に当たっては、当該特定非営利活動法人の責めに帰することのできない事由により当該基準に適合しないこととなった場合において、その後遅滞なく当該基準に適合していると認められるときは、当該基準に継続して適合しているものとみなす。

ロ 各社員の表決権が平等であること。

(取引の記録並びに帳簿及び書類の保存)

ハ その会計について公認会計士若しくは監査法人の監査を受けていること又は規則で定めるところにより帳簿及び書類を備え付けてこれらにその取引を記録し、かつ、当該帳簿及び書類を保存していること。

第二十六条 条例第四条第六号ハの規定による取引の記録並びに帳簿及び書類の保存は、法人税法施行規則(昭和四十年大蔵省令第十二号)第五十三条から第五十九条までの規定に準じて行うものとする。

(不適正な経理)

ニ その支出した金銭でその費途が明らかでないものがあることその他の不適正な経理として規則で定める経理が行われていない

第二十七条 条例第四条第六号ニに規定する規則で定める経理は、当該特定非営利活動法人の経理でその支出した金銭の費途が明らかでな

こと。

七 その事業活動に関し、次に掲げる基準に適合していること。

イ 次に掲げる活動を行っていないこと。

(1) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成すること。

(2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対すること。

(3) 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対すること。

ロ その役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と規則で定める特殊の関係のある者に対し特別の利益を与えないことその他の特定の者と特別の関係がないものとして規則で定める基準に適合していること。

いものがあるもの、帳簿に虚偽の記載があるものその他の不適正な経理とする。

(役員、社員、職員又は寄附者等との特殊の関係)

第二十八条 条例第四条第七号ロに規定する規則で定める特殊の関係は、第二十二條第二号中「役員」とあるのを「役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族」と読み替えた場合における同条各号に掲げる関係とする。

(特定の者と特別の関係がないものとされる基準)

第二十九条 条例第四条第七号ロに規定する規則で定める基準は、次に掲げる基準とする。

一 当該役員の職務の内容、当該特定非営利活動法人の職員に対する給与の支給の状況、当該特定非営利活動法人とその活動内容及び事業規模が類似するものの役員に対する報酬の支給の状況等に照らして当該役員に対する報酬の支給として過大と認められる報酬の支給を行わないことその他役員等(役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と前条に規定する特殊の関係のある者をいう。以下この項及び第三十四条第一項第三号ロ及び第五号において同じ。)に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益を与えないこと。

二 役員等又は役員等が支配する法人に対しその対価の額が当該資産のその譲渡の時ににおける価額に比して著しく過少と認められる資産の譲渡を行わないことその他これら

<p>ハ 実績判定期間における事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合又はこれに準ずるものとして規則で定める割合が百分の八十以上であること。</p> <p>ニ 実績判定期間における受入寄附金総額の百分の七十以上を特定非営利活動に係る事業費に充てていること。</p> <p>八 次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、当該書類(イに掲げる書類については、これらに記載された事項中、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの)をその県内の事務所において閲覧させること。</p> <p>イ 事業報告書等(法第二十八条第一項に規定する事業報告書等をいう。以下同じ。)、役員名簿(法第十条第一項第二号イに規定する役員名簿をいう。第八条第一項及び第二項において同じ。)及び定款等(法第二十八条第二項に規定する定款等をいう。第八条第一項において同じ。)</p> <p>ロ 前条第二項第二号及び第三号に掲げる書類並びに第十条第二項第二号から第四号までに掲げる書類及び同条第三項の書類</p>	<p>の者と当該特定非営利活動法人との間の資産の譲渡等に関して特別の利益を与えないこと。</p> <p>三 役員等に対し役員の選任その他当該特定非営利活動法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと。</p> <p>四 営利を目的とした事業を行う者、条例第四条第七号イ(1)、(2)若しくは(3)に掲げる活動を行う者又は同号イ(3)に規定する特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対し、寄附を行わないこと。</p> <p>(特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合に準ずる割合)</p> <p>第三十条 条例第四条第七号ハに規定する規則で定める割合は、実績判定期間において、当該申出に係る特定非営利活動法人の行った事業活動に係る従事者の作業時間数その他の合理的な指標により当該事業活動のうち特定非営利活動が占める割合を算定する方法により算定した割合とする。</p>
---	---

九 当該申出に係る特定非営利活動法人に係る次に掲げる情報(へに掲げる情報については、個人の住所又は居所に係る情報を除いたもの)を、正当な理由がある場合を除いて、インターネットを利用して公表すること。

イ 名称

ロ 代表者の氏名

ハ 主たる事務所及び県内のその他の事務所の所在地

ニ 設立年月日

ホ 役員の職名及び氏名

ヘ 事業報告書等(年間役員名簿(法第二十八条第一項に規定する年間役員名簿をいう。第八条第三項において同じ。)並びに前事業年度の末日における社員のうち十人以上の者の氏名(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)及び住所又は居所を記載した書面を除く。)

ト 定款

チ 前条第二項第三号に掲げる書類

十 各事業年度において、事業報告書等を法第二十九条の規定により知事に提出していること。

十一 法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反する事実、偽りその他不正の行為により利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと。

十二 前条第一項の申出書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後一年を超える期間が経過していること。

十三 実績判定期間において、第一号、第二号、第六号、第七号イ及びロ並びに第八号から第十一号までに掲げる基準(当該実績判定期間中に、控除対象特定非営利活動法人でなかった期間が含まれる場合には、当該期間については第八号ロ及び第九号に掲げる基準を除く。)に適合していること。

十四 次のいずれにも該当しないこと。

イ その役員のうち、次のいずれかに該当する者があるもの

(1) 控除対象特定非営利活動法人が第十六

条第一項各号(第一号、第四号から第六号まで及び第九号を除く。ロにおいて同じ。)又は第二項各号のいずれかに該当したことにより、当該控除対象特定非営利活動法人に係る控除対象寄附金の条例の定めが廃止された場合において、その原因となった事実があった日以前一年内に当該控除対象特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその廃止の日から五年を経過しないもの

(2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

(3) 法の規定、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)の規定(同法第三十二条の三第七項及び第三十二条の十一第一項の規定を除く。)若しくは青森県暴力団排除条例(平成二十三年三月青森県条例第九号)の規定に違反したことにより、若しくは刑法(明治四十年法律第四十五号)第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律(大正十五年法律第六十号)の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律中偽りその他不正の行為により国税若しくは地方税を免れ、納付せず、若しくはこれらの税の還付を受け、若しくはこれらの違反行為をしようとする事に関する罪を定めた規定に違反したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

(4) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第二号に規定する暴力団をいう。以下この(4)及びへにおいて同じ。)の構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。以下この(4)において同じ。)又は暴力団の構成員でなくなった日から

五年を経過しない者(へ(2)において「暴力団の構成員等」という。)

- ロ 第十六条第一項各号又は第二項各号のいずれかに該当したことにより、当該特定非営利活動法人に係る控除対象寄附金の条例の定めが廃止され、その廃止の日から五年を経過しないもの
- ハ その定款又は事業計画書の内容が法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反しているもの
- ニ 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から三年を経過しないもの
- ホ 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から三年を経過しないもの
- へ 次のいずれかに該当するもの
 - (1) 暴力団
 - (2) 暴力団又は暴力団の構成員等の統制の下にあるもの

(合併特定非営利活動法人に関する適用)

第五条 前二条に定めるもののほか、第三条第一項の申出をしようとする特定非営利活動法人が合併後存続した特定非営利活動法人又は合併によって設立した特定非営利活動法人で同項の申出書を提出しようとする事業年度の初日においてその合併又は設立の日以後一年を超える期間が経過していないものである場合における前二条の規定の適用に関し必要な事項は、規則で定める。

(合併特定非営利活動法人に関する条例第三条及び第四条の規定の適用)

第三十一条 条例第三条第一項の申出をしようとする特定非営利活動法人が合併後存続した特定非営利活動法人で同項の申出書を提出しようとする事業年度の初日においてその合併の日以後一年を超える期間が経過していないものである場合における同条及び条例第四条の規定の適用については、条例第三条第二項第一号中「の末日」とあるのは「の末日(当該末日の翌々日以後に合併をした場合にあっては、その合併の日の前日。以下この号において同じ。)」と、「各事業年度(」とあるのは「当該特定非営利活動法人又は合併によって消滅した各特定非営利活動法人の各事業年度(」と、条例第四条第十二号中「その設立の日」とあるのは「当該申出に係る特定非営利活動法人又は合併によって消滅した各特定非営利活動法人の設立の日のうち最も早い日」とする。

2 前項に規定する場合において、当該特定非営

利活動法人の合併前の期間につき条例第四条第三号から第五号まで、第七号ハ及びニ並びに第十三号に掲げる基準に適合するか否かの判定は、次の各号に掲げる基準に応じ、当該各号に定めるところにより行うものとする。

一 条例第四条第三号から第五号まで並びに第七号ハ及びニに掲げる基準 当該特定非営利活動法人及び合併によって消滅した各特定非営利活動法人を一の法人とみなして判定すること。

二 条例第四条第十三号(同条第八号ロ及び第九号に係る部分を除く。)に掲げる基準 当該特定非営利活動法人及び合併によって消滅した各特定非営利活動法人のそれぞれについて判定すること。

三 条例第四条第十三号(同条第八号ロ及び第九号に係る部分に限る。)に掲げる基準 当該特定非営利活動法人及び合併によって消滅した各特定非営利活動法人(いずれも実績判定期間中に控除対象特定非営利活動法人であった期間が含まれるものに限る。)のそれぞれについて判定すること。

3 前二項の規定は、条例第三条第一項の申出をしようとする特定非営利活動法人が合併によって設立した特定非営利活動法人で同項の申出書を提出しようとする事業年度の初日においてその設立の日以後一年を超える期間が経過していないものである場合における同条及び条例第四条の規定の適用について準用する。この場合において、第一項中「当該末日の翌々日以後に合併をした場合にあつては、その合併」とあるのは「前項の申出書を提出しようとする日の前日において、設立後最初の事業年度が終了していない場合にあつては、その設立」と、同項中「当該特定非営利活動法人又は合併」及び「当該申出に係る特定非営利活動法人又は合併」とあり、並びに前項各号中「当該特定非営利活動法人及び合併」とあるのは「合併」と、同項中「合併前」とあるのは「設立前」と、それぞれ読み替えるものとする。

(控除対象寄附金の条例の定めに係る通知等)

第六条 知事は、第三条第一項の申出に係る寄附金について、控除対象寄附金として条例で定められたとき又は第四条の条例を定める手続を行ったにもかかわらず控除対象寄附金として条例で定められなかったときはその旨を、当該手続を行わないことを決定したときはその旨及びその理由を、当該申出をした特定非営利活動法人に対し、速やかに、書面により通知しなければならない。

2 知事は、第三条第一項の申出に係る寄附金が控除対象寄附金として条例で定められたときは、インターネットの利用その他の適切な方法により、当該申出に係る控除対象特定非営利活動法人に係る次に掲げる事項を周知しなければならない。

- 一 名称
- 二 代表者の氏名
- 三 主たる事務所及び県内のその他の事務所の所在地
- 四 当該条例が効力を生じた年月日
- 五 事業の概要
- 六 事業を行っている地域
- 七 その他規則で定める事項

(控除対象寄附金の条例の定めに係る継続の申出)

第七条 控除対象特定非営利活動法人は、当該控除対象特定非営利活動法人に係る控除対象寄附金の条例の定めが効力を生じた日の属する月の翌月の初日から起算して五年(この項の規定による申出(控除対象特定非営利活動法人の期間が複数ある場合にあっては、直近の第三条第一項の申出に係る当該期間中のものに限る。))をしたことのある控除対象特定非営利活動法人にあっては、五年に当該申出をした数を乗じて得た年数を五年に加えた年数)を経過した日以後引き続き控除対象特定非営利活動法人として特定非営利活動を行おうとするときは、規則で定める期間(以下この項及び第十六条第一項第四号において「継続申出期間」という。)に、知事に申出をしなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由により継続申出期間にその申出をすることがで

(控除対象寄附金の条例の定めに係る継続の申出)

第三十二条 条例第七条第一項に規定する規則で定める期間は、当該控除対象特定非営利活動法人に係る控除対象寄附金の条例の定めが効力を生じた日の属する月の翌月の初日から起算して五年(同項の規定による申出(控除対象特定非営利活動法人の期間が複数ある場合にあっては、直近の条例第三条第一項の申出に係る当該期間中のものに限る。))をしたことのある控除対象特定非営利活動法人にあっては、五年に当該申出をした数を乗じて得た年数を五年に加えた年数)を経過する日の九月前から同日の七月前までの期間とする。

きないときは、この限りでない。

- 2 知事は、前項の申出があった場合において、当該申出に係る控除対象特定非営利活動法人が第四条各号(第六号ロ、第十号、第十二号及び第十三号を除く。)に掲げる基準に適合するときはその旨を、当該基準に適合しないときはその旨及びその理由を、当該控除対象特定非営利活動法人に対し、書面により通知しなければならない。
- 3 第三条第一項及び第二項(第一号に係る部分を除く。)並びに第五条の規定は、第一項の申出について準用する。この場合において、第五条中「前二条」とあるのは、「第三条及び第七条第二項」と読み替えるものとする。

- 2 条例第七条第三項において準用する条例第三条第一項の申出書は、控除対象寄附金の条例の定めに係る継続の申出書(第二号様式)によらなければならない。
- 3 第三条第二項の規定は、控除対象寄附金の条例の定めに係る継続の申出書に添付する書類について準用する。
- 4 条例第七条第一項の申出をしようとする特定非営利活動法人が合併後存続した特定非営利活動法人で同条第三項において準用する条例第三条第一項の申出書を提出しようとする事業年度の初日においてその合併の日以後一年を超える期間が経過していないものである場合における条例第七条第二項の規定の適用については、同項中「第四条各号」とあるのは、「第四条第三号イ中「実績判定期間における」とあるのは、「実績判定期間(第七条第一項の申出をしようとする特定非営利活動法人が合併後存続した特定非営利活動法人で同条第三項において準用する前条第一項の申出書を提出しようとする事業年度の初日においてその合併の日以後一年を超える期間が経過していないものである場合にあっては、当該特定非営利活動法人の直前に終了した事業年度の末日(当該末日の翌々日以後に合併をした場合にあっては、その合併の日の前日。以下このイにおいて同じ。)以前五年内に終了した当該特定非営利活動法人又は合併によって消滅した各特定非営利活動法人の各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から当該末日までの期間をいう。以下同じ。)における」と読み替えた場合における同条各号」とする。

- 5 前項に規定する場合において、当該特定非営利活動法人の合併前の期間につき条例第四条第三号から第五号まで並びに第七号ハ及びニに掲げる基準に適合するか否かの判定は、当該特定非営利活動法人及び合併によって消滅した各特定非営利活動法人を一の法人とみなして行うものとする。
- 6 前二項の規定は、条例第七条第一項の申出をしようとする特定非営利活動法人が合併によって設立した特定非営利活動法人で同条第三項において準用する条例第三条第一項の申出書を提出しようとする事業年度の初日においてその設立の日以後一年を超える期間が経過していないものである場合における条例第七条第二項の規定の適用について準用する。この場合において、第四項中「(第七条第一項の申出をしようとする特定非営利活動法人が合併後存続した特定非営利活動法人で同条第三項において準用する第三条第一項の申出書を提出しようとする事業年度の初日においてその合併」とあるのは「(第七条第一項の申出をしようとする特定非営利活動法人が合併によって設立した特定非営利活動法人で同条第三項において準用する前条第一項の申出書を提出しようとする事業年度の初日においてその設立」と、「当該末日の翌々日以後に合併をした場合にあつては、その合併」とあるのは「当該申出書を提出しようとする日の前日において、設立後最初の事業年度が終了していない場合にあつては、その設立」と、同項中「当該特定非営利活動法人又は合併」とあり、及び前項中「当該特定非営利活動法人及び合併」とあるのは「合併」と、同項中「合併前」とあるのは「設立前」と、それぞれ読み替えるものとする。

(事業報告書等の閲覧等)

第八条 控除対象特定非営利活動法人は、事業報告書等、役員名簿又は定款等の閲覧の請求があつた場合には、正当な理由がある場合を除いて、これをその県内の事務所において閲覧させなければならない。

- 2 控除対象特定非営利活動法人は、前項の請求があった場合において事業報告書等又は役員名簿を閲覧させるときは、同項の規定にかかわらず、これらに記載された事項中、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除くことができる。
- 3 控除対象特定非営利活動法人は、その名称、代表者の氏名、主たる事務所及び県内のその他の事務所の所在地、設立年月日、役員の名及び氏名、事業報告書等(年間役員名簿並びに前事業年度の末日における社員のうち十人以上の者の氏名(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)及び住所又は居所を記載した書面を除く。)並びに定款について、正当な理由がある場合を除いて、インターネットを利用して公表しなければならない。
- 4 控除対象特定非営利活動法人は、前項の規定により事業報告書等を公表するときは、同項の規定にかかわらず、これに含まれる個人の住所又は居所に係る情報を除くことができる。

(代表者の氏名等の変更の届出等)

第九条 控除対象特定非営利活動法人は、代表者の氏名又は第三条第一項第二号若しくは第三号に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

- 2 知事は、控除対象特定非営利活動法人について、第六条第二項第一号、第三号若しくは第七号に掲げる事項に係る定款の変更についての法第二十五条第三項の認証をしたとき若しくは同条第六項の届出を受けたとき、前項の届出を受けたとき又は同号に掲げる事項に変更があったときは、インターネットの利用その他の適切な方法により、その旨を公表するものとする。

(申出書の添付書類及び役員報酬規程等の備置き、閲覧等)

第十条 控除対象特定非営利活動法人は、第三条第二項第二号及び第三号に掲げる書類を、規則で定

(代表者の氏名等の変更の届出)

第三十三条 条例第九条第一項の規定による届出は、代表者氏名等変更届出書(第三号様式)により行わなければならない。

- 2 条例第三条第一項第二号又は第三号に掲げる事項の変更に係る代表者氏名等変更届出書には、同条第二項第二号に掲げる書類(条例第四条第二号に係るものに限る。)及び当該事項の変更を議決した会議の議事録の謄本(当該変更が定款の変更を伴わないものである場合に限る。)を添えなければならない。
- 3 第三条第二項の規定は、前項の規定により代表者氏名等変更届出書に添付する書類(当該事項の変更を議決した会議の議事録の謄本を除く。)について準用する。

めるところにより、その県内の事務所に備え置かなければならない。

2 控除対象特定非営利活動法人は、毎事業年度初めの三月以内に、規則で定めるところにより、次に掲げる書類を作成し、第一号に掲げる書類についてはその作成の日から起算して五年間、第二号から第四号までに掲げる書類についてはその作成の日から起算して五年が経過した日を含む事業年度の末日までの間、その県内の事務所に備え置かなければならない。

一 前事業年度の寄附者名簿

二 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程

三 前事業年度の収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他の規則で定める事項を記載した書類

(控除対象特定非営利活動法人がその事務所に備え置くべき書類)

第三十四条 条例第十条第二項第三号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項

二 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項

三 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項

イ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第一順位から第五順位までの取引

ロ 役員等との取引

四 寄附者(当該控除対象特定非営利活動法人の役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、前事業年度における当該控除対象特定非営利活動法人に対する寄附金の額の合計額が二十万円以上であるものに限る。)の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日

五 役員等に対する報酬又は給与の状況

六 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日

七 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び用途並びにその

<p>四 前三号に掲げるもののほか、規則で定める書類</p> <p>3 控除対象特定非営利活動法人は、助成金の支給を行ったときは、規則で定めるところにより、遅滞なく、その助成の実績を記載した書類を作成し、その作成の日から起算して五年が経過した日を含む事業年度の末日までの間、これをその県内の事務所に備え置かなければならない。</p> <p>4 控除対象特定非営利活動法人は、第三条第二項第二号若しくは第三号に掲げる書類又は第二項第二号から第四号までに掲げる書類若しくは前項の書類の閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これをその県内の事務所において閲覧させなければならない。</p> <p>5 控除対象特定非営利活動法人は、第三条第二項第三号に掲げる書類について、正当な理由がある場合を除いて、インターネットを利用して公表しなければならない。</p> <p>(役員報酬規程等の提出)</p> <p>第十一条 控除対象特定非営利活動法人は、規則で定めるところにより、毎事業年度一回、前条第二項第二号から第四号までに掲げる書類(同項第三号に掲げる書類については、資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項以外の事項を記載した書類に限る。)を知事に提出しなければならない。ただし、同項第二号に掲げる書類については、既に知事に提出されている当該書類の内容に変更がない場合は、この限りでない。</p> <p>2 控除対象特定非営利活動法人は、助成金の支給を行ったときは、規則で定めるところにより、前条第三項の書類を知事に提出しなければならない。</p>	<p>実施日</p> <p>2 条例第十条第二項第四号に規定する規則で定める書類は、条例第四条第二号、第六号(ロに係る部分を除く。)、第七号イ及びロ、第八号、第九号、第十一号並びに第十四号に掲げる基準に適合している旨を説明する書類とする。</p> <p>(役員報酬規程等の提出)</p> <p>第三十五条 条例第十一条第一項本文の規定による書類の提出は、毎事業年度初めの三月以内に、その旨を記載した書面により行わなければならない。</p> <p>2 条例第十一条第二項の規定による書類の提出は、遅滞なく、その旨を記載した書面により行わなければならない。</p> <p>3 第三条第二項の規定は、条例第十一条の規定により提出する書類について準用する。</p>
--	--

(役員報酬規程等の公開)

第十二条 知事は、控除対象特定非営利活動法人から提出を受けた第三条第二項第二号若しくは第三号に掲げる書類、第九条第一項の規定による届出に係る書類(規則で定める書類を除く。)又は第十条第二項第二号から第四号までに掲げる書類若しくは同条第三項の書類(過去五年間に提出を受けたものに限る。)について閲覧又は謄写の請求があったときは、規則で定めるところにより、これを閲覧させ、又は謄写させなければならない。

- 2 前項の規定により謄写の請求をする者は、当該謄写に代えて同項の書類の写しの交付を受けることができる。この場合において、当該書類の写しの交付を受ける者は、当該写しの作成及び送付に要する費用の額として知事が定める額を負担しなければならない。

(控除対象特定非営利活動法人の合併)

第十三条 控除対象特定非営利活動法人は、合併しようとするときは、法第三十四条第三項の認証の申請をするとともに、規則で定めるところによ

(役員報酬規程等の閲覧等)

第三十六条 条例第十二条第一項に規定する規則で定める書類は、条例第三条第一項第二号又は第三号に掲げる事項の変更を議決した会議の議事録の謄本とする。

- 2 条例第十二条第一項の規定による閲覧又は謄写(以下「閲覧等」という。)は、知事が定める場所(以下「閲覧所」という。)において行うものとする。
- 3 閲覧所において閲覧等を行うことができる日は、青森県の休日に関する条例(平成元年三月青森県条例第三号)第一条第一項に規定する県の休日以外の日とする。
- 4 閲覧所において閲覧等を行うことができる時間は、午前八時三十分から午後五時までとする。
- 5 知事は、書類の整理等のため必要がある場合は、臨時に閲覧所の休日を設け、又は閲覧所において閲覧等を行うことができる時間を短縮することができる。
- 6 閲覧等を行う者(以下「閲覧者等」という。)は、備付けの閲覧謄写簿(第四号様式)に必要な事項を記入しなければならない。
- 7 閲覧者等は、閲覧等に係る書類を指示された場所以外の場所に持ち出してはならない。
- 8 知事は、閲覧者等が前項の規定に違反したとき、又は閲覧等に係る書類を汚損し、若しくは毀損し、若しくはそのおそれがあると認めるときは、その者の閲覧等を禁止することができる。
- 9 条例第十二条第二項の規定により同条第一項に規定する書類の写しの交付を受けようとする者は、役員報酬規程等の写し交付請求書(第五号様式)を知事に提出しなければならない。

り、その旨を知事に届け出なければならない。

- 2 知事は、前項の届出があったときは、インターネットの利用その他の適切な方法により、その旨を公表しなければならない。
- 3 知事は、第一項の届出があった場合において、合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立する特定非営利活動法人が第四条各号に掲げる基準に適合するときはその旨を、当該基準に適合しないときはその旨及びその理由を、当該届出をした控除対象特定非営利活動法人に対し、書面により通知しなければならない。
- 4 第三条の規定は第一項の届出について、第十条第一項の規定は第一項の届出があった場合について、それぞれ準用する。この場合において、必要な技術的読替えその他これらの規定の適用に関し必要な事項は、規則で定める。

(控除対象特定非営利活動法人の合併)

第三十七条 条例第十三条第四項において準用する条例第三条第一項の届出書は、合併届出書(第六号様式)によらなければならない。

2 第三条第二項の規定は、合併届出書に添付する書類(条例第十三条第四項において準用する条例第三条第二項第一号に掲げる書類を除く。)について準用する。

3 条例第十三条第四項の規定により条例第三条の規定を準用する場合には、同条第二項第一号中「前項の申出をしようとする特定非営利活動法人の」とあるのは「合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって消滅する各特定非営利活動法人(合併によって特定非営利活動法人を設立する場合にあっては、合併によって消滅する各特定非営利活動法人。以下この号において同じ。)の各事業年度のうち」と、「五年(控除対象特定非営利活動法人であった期間がない特定非営利活動法人が同項の申出をしようとする場合にあっては、二年)」とあるのは「二年」と、「各事業年度(」とあるのは「合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって消滅する各特定非営利活動法人の各事業年度(」と、同項第二号中「次条各号」とあるのは「次条第十二号中「前条第一項の申出書を提出した日を含む事業年度の初日」とあるのを「合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって消滅する各特定非営利活動法人(合併によって特定非営利活動法人を設立する場合にあっては、合併によって消滅する各特定非営利活動

法人)の各事業年度のうち直近に終了した事業年度の末日の翌日」と、「その設立」とあるのを「合併後存続する特定非営利活動法人及び合併によって消滅する各特定非営利活動法人(合併によって特定非営利活動法人を設立する場合にあっては、合併によって消滅する各特定非営利活動法人)であって控除対象特定非営利活動法人でないものの設立」と読み替えた場合における同条各号」とする。

4 条例第十三条第四項の規定により条例第三条の規定を準用する場合において、合併後存続する特定非営利活動法人及び合併によって消滅する各特定非営利活動法人(合併によって特定非営利活動法人を設立する場合にあっては、合併によって消滅する各特定非営利活動法人。以下この項において同じ。)の実績判定期間につき条例第四条第三号から第五号まで、第七号ハ及びニ並びに第十三号に掲げる基準に適合するか否かの判定は、次の各号に掲げる基準に応じ、当該各号に定めるところにより行うものとする。

一 条例第四条第三号から第五号まで並びに第七号ハ及びニに掲げる基準 合併後存続する特定非営利活動法人及び合併によって消滅する各特定非営利活動法人を一の法人とみなして判定すること。

二 条例第四条第十三号(同条第八号ロ及び第九号に係る部分を除く。)に掲げる基準 合併後存続する特定非営利活動法人及び合併によって消滅する各特定非営利活動法人のそれぞれについて判定すること。

三 条例第四条第十三号(同条第八号ロ及び第九号に係る部分に限る。)に掲げる基準 合併後存続する特定非営利活動法人及び合併によって消滅する各特定非営利活動法人(いずれも実績判定期間中に控除対象特定非営利活動法人であった期間が含まれるものに限る。)のそれぞれについて判定すること。

5 第一項の届出をする控除対象特定非営利活動法人が、併せて第十六条第一項第八号の申出をする

場合においては、前二項の規定は適用しない。

(報告及び検査)

第十四条 知事は、控除対象特定非営利活動法人が法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠いている疑いがあると認めるときは、当該控除対象特定非営利活動法人に対し、その業務若しくは財産の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、当該控除対象特定非営利活動法人の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 知事は、前項の規定による検査をさせる場合においては、当該検査をする職員に、同項の疑いがあると認める理由を記載した書面を、あらかじめ、当該控除対象特定非営利活動法人の役員その他の当該検査の対象となっている事務所その他の施設の管理について権限を有する者(第四項において「控除対象特定非営利活動法人の役員等」という。)に提示させなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、知事が第一項の規定による検査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認める場合には、前項の規定による書面の提示を要しない。

4 前項の場合において、知事は、第一項の規定による検査を終了するまでの間に、当該検査をする職員に、同項の疑いがあると認める理由を記載した書面を、控除対象特定非営利活動法人の役員等に提示させるものとする。

5 第二項又は前項の規定は、第一項の規定による検査をする職員が、当該検査により第二項又は前項の規定により理由として提示した事項以外の事項について第一項の疑いがあると認められることとなった場合において、当該事項に関し検査を行うことを妨げるものではない。この場合において、第二項又は前項の規定は、当該事項に関する検査については適用しない。

6 第一項の規定による検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示し

(身分証明書)

第三十八条 条例第十四条第六項の身分を示す証明書は、身分証明書(第七号様式)によるもの

なければならない。

- 7 第一項の規定による検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(勧告、命令等)

第十五条 知事は、控除対象特定非営利活動法人について、次条第二項各号のいずれかに該当すると疑うに足りる相当な理由がある場合には、当該控除対象特定非営利活動法人に対し、期限を定めて、その改善のために必要な措置を採るべき旨の勧告をすることができる。

- 2 知事は、前項の規定による勧告を受けた控除対象特定非営利活動法人が、正当な理由がなく、その勧告に係る措置を採らなかったときは、当該控除対象特定非営利活動法人に対し、その勧告に係る措置を採るべきことを命ずることができる。

- 3 第一項の規定による勧告及び前項の規定による命令は、書面により行うよう努めなければならない。

- 4 知事は、第一項の規定による勧告又は第二項の規定による命令をしたときは、インターネットの利用その他の適切な方法により、その旨を公表しなければならない。

(控除対象寄附金の条例の定めを廃止する手続を行う場合等)

第十六条 知事は、控除対象特定非営利活動法人が次の各号のいずれかに該当するときは、当該控除対象特定非営利活動法人に係る控除対象寄附金の条例の定めを廃止するために必要な手続を行わなければならない。

- 一 第四条第一号に掲げる基準に適合しなくなったとき。
- 二 第四条第十四号に掲げる基準に適合しなくなったとき。
- 三 偽りその他不正の手段により控除対象特定非営利活動法人となったとき。
- 四 継続申出期間に、第七条第一項の申出をしなかったとき(同項ただし書の場合を除く。)
- 五 第七条第一項の申出があった場合において、

とする。

当該控除対象特定非営利活動法人が第四条各号(第六号ロ、第十号、第十二号及び第十三号を除く。)に掲げる基準に適合しないとき。

六 第十三条第一項の届出があった場合において、合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立する特定非営利活動法人が第四条各号に掲げる基準に適合しないとき。

七 正当な理由がなく、前条第二項の規定による命令に従わないとき。

八 控除対象特定非営利活動法人から当該控除対象特定非営利活動法人に係る控除対象寄附金の条例の定めを廃止について申出があったとき。

九 控除対象特定非営利活動法人が解散したとき。

2 知事は、控除対象特定非営利活動法人が次の各号のいずれかに該当するときは、当該控除対象特定非営利活動法人に係る控除対象寄附金の条例の定めを廃止するために必要な手続を行うことができる。

一 第四条第二号、第六号、第七号イ若しくはロ又は第十一号に掲げる基準に適合しなくなったとき。

二 正当な理由がないのに、第八条第一項又は第十条第四項の規定に違反して書類を閲覧させず、又は虚偽の書類を閲覧させたとき。

三 正当な理由がないのに、第八条第三項又は第十条第五項の規定に違反して書類を公表しなかったとき。

四 第九条第一項又は第十三条第一項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

五 第十条第一項(第十三条第四項において準用する場合を含む。)、第二項又は第三項の規定に違反して、書類を備え置かず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。

六 第十一条の規定に違反して、書類の提出を怠ったとき。

七 第十四条第一項の規定による報告をせず、若

しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

八 法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反したとき。

- 3 知事は、控除対象特定非営利活動法人が第一項各号又は前項各号のいずれかに該当したことにより、当該控除対象特定非営利活動法人に係る控除対象寄附金の条例の定めが廃止されたときは、当該控除対象特定非営利活動法人であった特定非営利活動法人に対し、その旨及びその理由を、速やかに書面により通知しなければならない。
- 4 知事は、控除対象特定非営利活動法人が第一項各号又は第二項各号のいずれかに該当したことにより、当該控除対象特定非営利活動法人に係る控除対象寄附金の条例の定めが廃止されたときは、インターネットの利用その他の適切な方法により、その旨及びその理由を周知しなければならない。

(警察本部長への意見聴取等)

第十七条 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、第四条第十四号イ(4)又はへに該当する事由の有無について、警察本部長の意見を聴くことができる。

- 一 第三条第一項の申出があったとき。
- 二 第七条第一項の申出があったとき。
- 三 第十三条第一項の届出があったとき。
- 四 第十五条第一項の規定による勧告又は同条第二項の規定による命令をしようとするとき。

- 2 警察本部長は、控除対象特定非営利活動法人について第四条第十四号イ(4)又はへに該当する事由があると疑うに足りる相当な理由があるため、知事が当該控除対象特定非営利活動法人に対して適当な措置を採ることが必要であると認める場合には、知事に対し、その旨の意見を述べることができる。

(協力依頼)

第十八条 知事は、この条例の施行のため必要があると認めるときは、官庁、公共団体その他の者に

照会し、又は協力を求めることができる。

(施行事項)

第十九条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

青森県知事

殿

（特定非営利活動法人の名称）

代表者氏名

電話番号

控除対象寄附金の条例の定めに係る申出書

青森県控除対象特定非営利活動法人に係る寄附金を定めるための手続等に関する条例第3条第1項の規定により、下記のとおり申し出ます。

記

- 1 設立年月日
- 2 主たる事務所の所在地及び電話番号
- 3 県内のその他の事務所の所在地及び電話番号
- 4 現に行っている事業の概要
- 5 4の事業を行っている地域

（備考）

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。
- 2 2及び3には、事務所の所在地の町名及び地番まで記載すること。
- 3 申出書には、次に掲げる書類を添付すること。
 - ① 実績判定期間（条例第3条第1項の申出をしようとする特定非営利活動法人の直前に終了した事業年度の末日以前5年（控除対象特定非営利活動法人であった期間がない特定非営利活動法人が同項の申出をしようとする場合にあっては、2年）内に終了した各事業年度（その期間が1年を超える場合は、当該期間をその初日以後1年ごとに区分した期間（最後に1年未満の期間を生じたときは、その1年未満の期間）。以下同じ。）のうち最も早い事業年度の初日から当該末日までの期間をいう。）内の日を含む各事業年度の寄附者名簿（各事業年度に当該申出に係る特定非営利活動法人が受け入れた寄附金の支払者ごとに当該支払者の氏名（法人にあっては、その名称）及び住所並びにその寄附金の額及び受け入れた年月日を記載した書類をいう。）（条例第3条第2項第1号）
 - ② 条例第4条各号に掲げる基準に適合する旨を説明する書類（①の書類を除く。）（条例第3条第2項第2号）〔2部〕
 - ③ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類（条例第3条第2項第3号）〔2部〕

青森県知事

殿

（控除対象特定非営利活動法人の名称）

代表者氏名

電話番号

控除対象寄附金の条例の定めに係る継続の申出書

青森県控除対象特定非営利活動法人に係る寄附金を定めるための手続等に関する条例第7条第1項の規定により、下記のとおり申し出ます。

記

- 1 設立年月日
- 2 主たる事務所の所在地及び電話番号
- 3 県内のその他の事務所の所在地及び電話番号
- 4 現に行っている事業の概要
- 5 4の事業を行っている地域

（備考）

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。
- 2 2及び3には、事務所の所在地の町名及び地番まで記載すること。
- 3 申出書には、次に掲げる書類を添付すること。
 - ① 条例第4条各号（第6号ロ、第10号、第12号及び第13号を除く。）に掲げる基準に適合する旨を説明する書類（条例第7条第3項で準用する条例第3条第2項第2号）〔2部〕
 - ② 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類（条例第7条第3項で準用する条例第3条第2項第3号）〔2部〕

年 月 日

青森県知事

殿

(控除対象特定非営利活動法人の名称)

代表者氏名

電話番号

代表者氏名等変更届出書

下記のとおり変更があったので、青森県控除対象特定非営利活動法人に係る寄附金を定めるための手続等に関する条例第9条第1項の規定により、届け出ます。

記

1 変更する事項

2 変更の内容

変更年月日	変 更 後	変 更 前

3 変更の理由

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。
- 2 現に行っている事業の概要又は当該事業を行っている地域の変更の場合、届出書には、次に掲げる書類を添付すること。
 - ① 条例第3条第2項第2号に掲げる書類（条例第4条第2号に係るものに限る。）[2部]
 - ② 当該事項の変更を議決した会議の議事録の謄本（定款の変更を伴わない場合に限る。）

第4号様式（第36条関係）

閱 覧 謄 写 簿

閲覧（謄写）日	閱 覧 （ 謄 写 ） 者		摘 要
	氏 名	住 所	

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。
- 2 謄写しようとする場合は、摘要欄にその旨を記載すること。

年 月 日

青森県知事

殿

請求者 住所又は居所
氏名
電話番号

役員報酬規程等の写し交付請求書

青森県控除対象特定非営利活動法人に係る寄附金を定めるための手続等に関する条例第12条第2項の規定により、下記のとおり役員報酬規程等の写しの交付を受けたので、請求します。

記

- 1 写しの交付を請求する書類の名称
- 2 写しの交付の方法
 - ① 閲覧所において写しを交付
 - ② 写しを送付

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。
- 2 2は、希望する写しの交付の方法の番号を○で囲むこと。

年 月 日

青森県知事

殿

（控除対象特定非営利活動法人の名称）

代表者氏名

電話番号

合併届出書

下記のとおり、 年 月 日付けで特定非営利活動促進法第34条第3項の認証の申請をしたので、青森県控除対象特定非営利活動法人に係る寄附金を定めるための手続等に関する条例第13条第1項の規定により、届け出ます。

記

- 1 合併後存続する（合併によって設立する）特定非営利活動法人の名称
- 2 代表者の氏名
- 3 主たる事務所の所在地及び電話番号
- 4 県内のその他の事務所の所在地及び電話番号
- 5 現に行っている事業の概要
- 6 5に記載した事業を行っている地域
- 7 合併によって消滅する特定非営利活動法人の名称

（備考）

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。
- 2 3及び4には、事務所の所在地の町名及び地番まで記載すること。
- 3 届出書には、次に掲げる書類を添付すること。
 - ① 実績判定期間（合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって消滅する各特定非営利活動法人（合併によって特定非営利活動法人を設立する場合にあっては、合併によって消滅する各特定非営利活動法人。以下同じ。）の各事業年度のうち直前に終了した事業年度の末日以前2年以内に終了した合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって消滅する各特定非営利活動法人の各事業年度（その期間が1年を超える場合は、当該期間をその初日以後1年ごとに区分した期間（最後に1年未満の期間を生じたときは、その1年未満の期間）。以下同じ。）のうち最も早い事業年度の初日から当該末日までの期間をいう。）内の日を含む各事業年度の寄附者名簿（各事業年度に当該届出に係る特定非営利活動法人が受け入れた寄附金の支払者ごとに当該支払者の氏名（法人にあっては、その名称）及び住所並びにその寄附金の額及び受け入れた年月日を記載した書類をいう。）（条例第13条第4項で

準用する条例第3条第2項第1号)

- ② 条例第4条第1項各号に掲げる基準に適合する旨を説明する書類（①の書類を除く。）（条例第13条第4項で準用する条例第3条第2項第2号）
[2部]
- ③ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類（条例第13条第4項で準用する条例第3条第2項第3号） [2部]

表

第	号
身分証明書	
所属 職氏名	
年 月 日生	
<p>上記の者は、青森県控除対象特定非営利活動法人に係る寄附金を定めるための手続等に関する条例第14条第1項の規定により控除対象特定非営利活動法人の業務及び財産の状況等进行检查する職員であることを証明する。</p>	
年 月 日発行	
青森県知事	印

青森県控除対象特定非営利活動法人に係る寄附金を定めるための手続等に関する条例 (抜粋)	
(報告及び検査)	
<p>第14条 知事は、控除対象特定非営利活動法人が法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠いている疑いがあると認めるときは、当該控除対象特定非営利活動法人に対し、その業務若しくは財産の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、当該控除対象特定非営利活動法人の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。</p> <p>2 知事は、前項の規定による検査をさせる場合においては、当該検査をする職員に、同項の疑いがあると認める理由を記載した書面を、あらかじめ、当該控除対象特定非営利活動法人の役員その他の当該検査の対象となっている事務所その他の施設の管理について権限を有する者（第4項において「控除対象特定非営利活動法人の役員等」という。）に提示させなければならない。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、知事が第1項の規定による検査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認める場合には、前項の規定による書面の提示を要しない。</p>	

裏

- 4 前項の場合において、知事は、第1項の規定による検査を終了するまでの間に、当該検査をする職員に、同項の疑いがあると認める理由を記載した書面を、控除対象特定非営利活動法人の役員等に提示させるものとする。
- 5 第2項又は前項の規定は、第1項の規定による検査をする職員が、当該検査により第2項又は前項の規定により理由として提示した事項以外の事項について第1項の疑いがあると認められることとなった場合において、当該事項に関し検査を行うことを妨げるものではない。この場合において、第2項又は前項の規定は、当該事項に関する検査については適用しない。
- 6 第1項の規定による検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。
- 7 第1項の規定による検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(備考)

- 1 用紙の大きさは、縦12センチメートル、横9センチメートルとする。
- 2 この用紙は、中央の点線の所から二つ折りとする。